

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議場の皆様にお願いです。スマートフォン等は音の出ない設定にしていただきたくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（中村 敦） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位8番、1、国土強靭化地域計画と伊豆半島広域防災について。2、まちづくりにおける敷根公園の位置づけについて。

以上2件について、13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 会派は松陰会の江田邦明です。議長の通告に従い、趣旨質問を行います。

2019年の当選以来、私は「命と文化を守る」をテーマに、議員活動をしてまいりました。

昨年の3月定例会では、能登半島地震を踏まえた復旧への対応についての一般質問を行いました。

今回は、国土強靭化地域計画と伊豆半島広域防災について、まちづくりにおける敷根公園の位置づけについて質問をさせていただきます。

下田市議会総務文教委員会は、令和6年10月1日から3日にかけて、宮城県東松島市、石巻市、女川町を行政視察いたしました。視察の目的は、令和6年7月に策定されました下田市事前復興まちづくり計画に対する理解を深め、復興期等において重要な視点や取組、議会に課せられる役割等について、あらかじめ想定しておくことを目的とし、14年前の本日、2011年3月11日に発生した東日本大震災から復興を遂げた各市町の取組等を視察させていただきました。

今回の一般質問では、総務文教委員会で取りまとめた行政視察報告書、令和3年3月に策定された下田市国土強靭化地域計画、令和6年12月に発足したとされる伊豆半島広域防災協議会に関する内容について質問をすることで、自助・共助の視点では住民主体の防災の仕組

みについて、公助の視点では伊豆半島における広域防災の仕組みについて、観光立市として必要な観光と防災の仕組みについて、市当局と市民、観光客、議会で共通の認識を深めていきたいと考えます。

まず、令和6年度施政方針に掲げられた重点施策「攻めの防災」についてです。

本年度の進捗状況と評価、検証結果、また令和7年度施政方針でも再度重点施策として「攻めの防災」が掲げられておりますので、その具体的な実施計画などについてお尋ねいたします。

次に、総務文教委員会行政視察報告書の関連から質問をいたします。

震災後のまちづくりは、1000年に一度のまちづくりであると考えます。1点目は、事前復興まちづくり計画にも掲げられている復興方針や復興計画は、既存の総合計画における基本構想や基本計画と同じ位置づけにあると考えられることから、地方自治法第96条第2項において、条例で議会の議決事項に追加すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、災害廃棄物の再資源化率についてです。平成29年2月に策定された下田市災害廃棄物処理計画では、レベル2の地震・津波、具体的には南海トラフ巨大地震となります。

それで再資源化率の目標値を85%以上としています。

一方、行政視察を行った東松島市では、東松島方式と言われる現場での分別や、徹底した手作業による分別等により、災害廃棄物単独で約97%、津波堆積物を含めた災害廃棄物全体では99.22%の再資源化率を実現しています。

また、産官学の連携によるこの取組は、事前準備により、どの地域でも実現できるものとされています。このことに対する考え方や、既存の下田市災害廃棄物処理計画の見直しについて、考え方をお尋ねいたします。

次に、下田市国土強靭化地域計画では、重点プロジェクトの推進として三つの取組が掲げられています。一つ目が、地区防災計画策定に関する取組の推進。二つ目が、事前復興の推進。三つ目が、観光客の避難等の安全確保あります。

既に取組の進捗が見られる事前復興の推進以外の、取組1の地区防災計画策定の推進と取組3の観光客の避難等の安全確保について、その取組状況やスケジュール、今後の方針についてお尋ねいたします。

次に、私が行政視察等を通じて感じた南海トラフ巨大地震に対する下田市の脆弱性について質問いたします。

既に下田市地域防災計画等でも想定されていますが、別紙の一般質問資料を御参照いただ

きまして、表中段の避難者数（市民と観光客別）、応急仮設住宅、借上げ型応急住宅、災害公営住宅、災害廃棄物、死者の想定数に対して、それぞれ必要な施設等の充足率、また不足している場合の対応策についてお尋ねいたします。

ここで、別紙資料の補足説明をさせていただきます。こちらの資料は、既に下田市地域防災計画、国土強靭化地域計画、緑の基本計画、第4次地震被害想定で想定されている最大被害とされる数値を記載しております。

既に全半壊消失によります市民の避難者数は1万2,213人とされており、レベル2の浸水区域外の避難所は7,840人の避難者想定数に対し3,090人と、充足率が39%となっております。また、避難所外の避難者は4,373人と想定されております。

2列目の観光客避難者数については、ピーク時の1万8,500人を想定し、宿泊で来られている観光客が7,000人、日帰りで来られている観光客が1万1,500人と想定されております

3列目の応急仮設住宅については、アンケート結果の集計によるものでございますが、511人の世帯が応急仮設住宅を必要と見込んでおります。既に駐車場なしの場合6,380世帯、駐車場ありの場合484世帯の請負が受入れが可能とされております。

次に借上げ型応急住宅については、こちらもアンケート集計結果によるもので、ホテル等の宿泊施設を利用すると想定されております。

次に災害公営住宅につきましては、こちらもアンケート結果の推計により、723世帯とされております。

右から2列目の災害廃棄物については、65万8,000トンとされており、1次仮置場、2次仮置場の合計で47万5,800平米が必要とされており、出典の資料によりますと、既に仮置場の候補地として4万8,300平米とされております。400メートルトラックの内側が1万平方メートルとされておりますので、1次・2次仮置場の合計で約40万とすると、400か所のトラックが必要とされております。

次に死者数については、5,120名と想定されております。

表の説明は終わりまして、最後に、令和7年1月25日に伊豆の国市で開催された伊豆広域防災シンポジウムで周知されました、伊豆半島広域防災協議会についてです。

構成する7市6町の間では、既に規約等が承認されていると聞いておりますので、同協議会の設置目的や概要、シンポジウムで公表された広域防災計画の素案、今後予定されている総合図上演習の概要、これらに関連する下田市の予算措置についてお尋ねいたします。

次に、大きく二つ目のまちづくりにおける敷根公園の位置づけについてです。

令和7年度施政方針では、「スポーツ」という言葉が前回の施政方針の9回に続き、今回も7回ほど使われています。このことは、令和6年度施政方針に掲げられた「スポーツによるまちづくり」「スポーツの力による地域の活性化」に対して、市民の期待も高まるものと思われます。また現在、下田市SURF CITY構想や下田市スポーツ推進計画も新たに策定されています。

令和3年3月定例会の一般質問、スポーツ振興と地域活性、施設の維持管理についての中で、私は下田市の誇るスポーツ施設は、総合公園として整備された敷根公園とマリンスポーツのフィールドである海浜と言い切りました。私にとっても、スポーツといった視点でのまちづくりに大きな期待を寄せているところです。

海浜の利用等については別の機会に質問することとし、今回の一般質問では、二つの新たな行政計画、下田市SURF CITY構想や、下田市スポーツ推進計画における敷根公園及び屋内温水プールの位置づけについて質問いたします。

まず、前述した3年前の一般質問では、敷根公園は温水プールをはじめ賀茂地域内に同規模の代替施設がないため、公園施設長寿命化計画や公園施設等総合管理計画で、予防保全型の計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めていく考え方を前提に次に挙げる五つの質問をいたしました。それぞれの答弁に基づき、その後どのような検討がされたか、またその進捗状況等についてお尋ねいたします。

1. 令和7年度までに予定している施設改修計画と予算額についての質問には、最小のコストによる小規模な改修・修繕等により、機能維持を図っている。今後、機能をしっかりと維持できるよう、優先順位の高いものから順次改修・修繕を行う、と答弁をいただきました。

2. 近隣自治体との広域連携による施設の維持管理についての質問には、広域連携による維持管理については、まず近隣町の意向を確認し、方向性について検討する、と答弁をいただきました。

3. プール大改修、テニスコート改修、防球フェンス整備、クラブハウス整備、バスケットゴール整備、夜間照明施設整備、バリアフリー化整備など、これまでの助成対象事業を例に挙げ、この助成対象事業の元となるスポーツ振興くじ助成金の活用についての質問には、都市公園整備事業の補助金と比較して有利な場合については、積極的に活用したいと思う、と答弁をいただきました。

4. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用と蓄電池つき太陽光発電設備の導入についての質問には、有利な補助金だと思う。当該施設への適用に係る課題について、慎重に

検証した上で補助金の活用を検討する、と答弁をいただきました。

5．敷根公園は都市公園であるが、設置目的はレクリエーション活動拠点、健康増進を図る目的とされている。この点を踏まえた敷根公園の所管課についての質問には、スポーツ振興等については生涯学習課の所管となるので、利用促進等を含めた施設の運営は生涯学習課、施設の補修等の機能維持に関する管理は建設課という体制での運営について、可能性を検討したい、と答弁をいただきました。

最後に、下田市緑の基本計画に示された敷根公園の拡張計画の概要と、下田市ＳＵＲＦＣITY構想や下田市スポーツ推進計画では、生涯を通じたスポーツへの参加やスポーツの力を生かしたまちづくりについて触れられております。その拠点の一つとして、敷根公園や屋内温水プールを今後どのように維持・管理し、整備していくかについてお尋ねさせていただきます。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） まず初めに、3月11日の今日、東日本大震災からちょうど数えて14年目のその当日でございます。今も苦しい生活をなさっている被災地の皆さんにお見舞い申し上げます。

また、今年で30年目となりました阪神大震災。あのとき、全壊した住宅からはい出して九死に一生を得た私は、県の危機管理監も経験したという、こうしたバックグラウンドがございますので、防災については、議員と同じように高い関心と意識を持っている一人でございます。

そうしたことから、だからこそ「攻めの防災」というふうなことを展開しようと考えているものでございます。その「攻めの防災」とは、災害から被害を防ぐといった防災の基本、防災は災害を防ぐと書きますので、それを基本としつつも、さらに一步前に踏み込む。そして様々なチャレンジをしようというものでございます。

例えば、緊急輸送路となる伊豆縦貫自動車道を背骨とする道路ネットワークの構築ですか、事前の復興の計画づくりとか、さらには避難所の居住性能の向上など、様々なものがございますが、それらを全てここで説明する時間がございませんので、ここではその一つとして住宅の耐震化について申し上げます。

昨年11月に住宅の耐震改修の分野で、この我が国でも先導的な取組をなさっている名古屋

工業大学大学院の井戸田教授を講師にお招きしまして、シンポジウムを開催いたしました。

そこで、先生から三つのポイントが示されております。先生のお言葉をそのまま引用いたしますと、まず一つ目が安価な耐震化の実現、二つ目が行政と地域の連携、三つ目が、安心と安全の説明です。安心と安全の説明というのはちょっとと言葉だけだと意味が分からぬかも知れない、安心と安全を分かりやすく説明すること、説明技術というふうにも読んでいらっしゃいました。

従来の耐震診断に比較して、より詳細な調査設計を行えば改修コストは大幅に低減できるということも分かりましたし、さらにそのコスト削減こそが耐震化推進の鍵となるということも、先生の説明でよく分かりました。

ちなみに、今日こうして3月8日の静岡新聞をお持ちしています。これは特集記事で、低成本工法で負担ゼロと、こういうふうなことを書いてあります。これを主導していたのが、その中の中心人物の一人が井戸田先生でございます。

令和6年度の3月補正及び令和7年度の当初予算において、この耐震補強の精密な診断設計に関する費用を上乗せ補助できるように計上したところでございます。引き続き、県と協議しまして、この方式を現在、もう終わりになろうかとしている「TOUKAI-O」の次なる施策として、実現していただけるように努力してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私からは、スポーツを視点としたまちづくりということで、敷根公園が中心になろうかと思いますが、このことにつきましては、小中学校、高校生だけではなくて、幼児から高齢者までの運動・スポーツを楽しめる、そんな捉え方で取り組んでいくことが生涯学習、いわゆる生涯にわたって運動やスポーツを楽しめることにつながるというふうに思っています。

敷根公園のことにつきましては、その規模、大きさですね、それと駐車場の収容台数によって、日頃から非常に多くの市民、幅広い世代の市民が、散策したり様々なスポーツを楽しんだりする憩いの場であり、生涯スポーツの普及にも寄与する施設となっております。

屋内プールについては、学校関係では水泳の授業や部活動等、学校教育による利用に加えて、スポーツ環境の確保、また海上保安庁やライフセーバーによる水難事故防止に関する講話ですとか体験指導等も実施されており、今後も有効に利用を活用していきたいと、そのように考えております。

からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、質問の1番のほうの国土強靭化地域計画と伊豆半島広域防災についての中の、令和6年度施政方針に掲げられた重点施策「攻めの防災」について、本年度の進捗状況と評価、検証結果、令和7年度実施計画などについて、という御質問にお答えさせていただきます。

令和6年度施政方針に掲げる「攻めの防災」につきまして、防災安全課所管の事業といたしましては、大規模災害に備えて、一人一人がいつ、どこに、どのように避難するかを事前に整理する私の避難計画の作成、普及啓発として防災講座での紹介や、作成手順の動画を作成し、SHK、小林テレビさん、両社協力の下、定期的に番組放映をすることで、市民の皆様に理解を深めていただき、普及啓発に努めました。

また、自主防災会を対象とした防災講演会では3回実施し、延べ144人の参加者に対し、防災意識の向上を図りました。

職員の訓練といたしましては、府内全課体制での復興体制の訓練を実施し、各課体制の確認を行いました。また、災害時の生活用水確保のため、災害用井戸の調査、登録のための調査を行っております。

令和7年度の実施計画では、避難所環境整備として、災害用トイレ及び小型自走式トイレカーナーの整備を行うほか、引き続き、過年度からの井戸調査を進めるとともに、協力していた方へ災害時協力井戸整備に対する補助金を予定しております。

また、浸水区域内にある第6分団第1部詰所、吉佐美でございますけれども、及び老朽化した第6分団第2部詰所、大賀茂を統合・再編し、地区防災センターを備えた新たな消防団詰所の整備を進め、令和7年度は用地取得及び実施設計を予定しております。

続きまして、地区防災計画策定の推進の取組状況やスケジュール、今後の方針は、という御質問にお答えさせていただきます。

地区防災計画につきましては、一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、地区の特性をよく知っている住民が地域の実情に即してつくるものでございます。また、主として自助・共助について計画するものでございます。現在、市内ではまだ計画を策定した地区はございません。

今後の取組といたしましては、自主防災組織の協議会や連絡会議、また市民向けの防災講座の中で、地区防災計画の重要性や必要性を広く周知し、理解していただくよう努力すると

ともに、支援してまいります。

続きまして、避難者数の想定数に対してそれぞれ必要な施設等の充足率、また不足している場合の対応策は、という御質問でございますけれども、防災安全課が想定しております、発災1日目の避難所への避難想定人数7,840人に対しまして、避難所の想定収容人数は3,935人で、充足率は約50%となっております。

指定避難所収容人数は不足している状況ですので、今後の対策といたしまして、一時的に屋外での避難生活も可能とするアウトドア用のドーム型テントの配備を進めるとともに、現在は、指定避難所となっていない学校校舎についても一時的な利用を検討するなど、多角的に対応してまいります。

続きまして、令和7年1月25日に伊豆の国市で開催された伊豆広域防災シンポジウムで周知された、同協議会の設置目的や概要、シンポジウムで公表された広域防災計画の素案、今後予定されている総合図上訓練の概要、これらに関する下田市の予算措置についての御質問でございます。

広域防災協議会の設立の目的といたしましては、半島内の広域にわたる防災課題について協議し、相互に連携・協働して取り組むことで、大規模な災害に対し、広域的な避難や早期復旧を図ることを目的としているものでございます。

伊豆半島広域防災協議会の事業といたしましては、伊豆半島広域防災計画の策定とそのための調査研究、国・県及び関係機関の請願・要望、（一社）美しい伊豆創造センターとの連携・協力を主な事業としております。

1月25日土曜日に開催されました伊豆半島広域防災シンポジウムでは、広域防災計画の素案が示され、各種想定に基づく道路・回路の警戒、ドクターへリ調整等の救命救急、観光客帰宅支援、住民に対する広域支援、火葬、災害廃棄物処理といった課題に、伊豆半島7市6町が連携し対応するための計画を目指すこととしております。

今後の協議会の予定といたしましては、令和7年度末までに計画を策定し、令和8年度以降は、計画に基づく広域防災訓練を予定しております。また、協議会の事業に関わる負担金等につきましては、規約において、必要があれば構成市町に求めることができるとされておりますが、現状では具体的な事業に関わる負担金について議論されておりません。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） それでは私のほうからは、復興方針や復興計画、こちらは条例で議

会の議決事項とすべきという御質問でございます。

内閣府が東日本大震災の被災自治体を対象に実施をした調査では、約25%の市町村で復興計画を議決事項としており、それ以外でも、議員の皆様が策定会議のメンバーとなったり、議会内に検討委員会を設置するなど、様々な形で議会が関与する形を取っているというところが分かっております。

こうした中で復興方針・復興計画は、被災後の町の復興に向けたまちづくりの方針を定めるものでございますので、議決事項とすることで、より民意を反映したものとなると思われます。

一方、復興計画を議決事項としますと、議決に時間を要することや、議会の議決を経てないので変更しにくいというような、硬直性等も懸念があるとされております。復興時には前提条件が大きく変化したり、新しい法律や制度がつくられることが多いため、それらに早く柔軟に対応することも重要となってくるものと考えております。

こうしたことから、既に復興方針や復興計画を策定した自治体等の事例について調査を行い、本市における必要かつ適切な決定プログラムの在り方について、議会との意見交換も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは2点、1点目、災害廃棄物の資源化や下田市災害廃棄物処理計画の見直しについてということについて、まずお答えをさせていただきます。

下田市では、平成19年11月14日に静岡県が締結しました地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に基づきまして、静岡県産業廃棄物協会伊豆支部に支援を要請するとともに、住民の皆様にも御協力をお願いをし、分別を行うことで再資源化の向上を目指すこととしております。

下田市災害廃棄物処理計画につきましては、計画の策定から8年経過してございますので、静岡県災害廃棄物処理計画等の整合等も踏まえまして、見直しをしてまいります。

また、東松島方式は、災害廃棄物の処理の迅速化を目指すとともに、分別作業に被災者を雇用することで地域住民の経済を支えようというもので、さらにこうした活動を通じて復旧から復興へ前向きな気持ちへと切り替える副次的な効果も見られたと評価されており、非常に参考にすべき取組であると考えておるところでございます。

2点目の災害廃棄物における必要施設の充足率、また不足している場合の対応策につきま

しては、南海トラフ巨大地震レベル2における下田市の災害廃棄物発生予測量は65万8,000トン、仮置場必要面積は、1次・2次を合わせまして47万5,800平方メートルで、仮置場の合計面積は5万1,300平方メートルとなっておりますので、充足率としましては約10%となっております。

環境省の1次仮置場設置の手引きでは、1次仮置場は3,000平方メートル以上、2次仮置場は10万平方メートル以上が好ましいとされております。市内での仮置場の候補地を探すことは、地権者の同意の問題等課題が多いため、県を通じた広域受援など幅広く検討をしてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　それでは私からは、国土強靭化地域計画と伊豆半島広域防災につきましての御質問のうち、観光客の避難等の安全確保に関する取組状況や今後の方針について、お答えいたします。

観光客の対応につきましては、下田市地域防災計画において、防災情報の提供及び支援についての検討、下田市国土強靭化地域計画におきましては、観光客の避難等の安全確保について、発災後の避難行動から帰宅支援までの一連の流れについて、検討が求められております。

現状としましては、災害等が発生するごとに、観光関係団体や交通事業者等と連携をして対応しており、具体的には、昨年6月18日に発生した大雨に伴い伊豆急行が運休した際には、伊豆急下田駅構内の滞留客に対しまして、下田温泉旅館協同組合協力の下、宿泊可能な部屋数を確認するとともに、下田市観光協会や伊豆急行と連携して宿泊案内、また避難所開設情報等の提供を行っておるところでございます。

現在、観光客の避難対策マニュアルは未策定の状況でございますが、第3次下田市観光まちづくり推進計画を策定する過程におきまして、現在宿泊施設や観光施設における独自の観光防災に対する取組について、確認作業を進めておるところでございます。

それらの内容を踏まえ、防災安全課等とも連携した中で、第3次下田市観光まちづくり推進計画の中で整理をしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏）　私からは、遺体収容所に関してのお答えをさせていただきます。

死者想定の5,120名に対して、現在指定している葬祭業者3社の施設における収容人数は90名にすぎません。このため充足率は2%弱となっております。この不足に対しまして、市としては訓練や会議等を通じて、備品の整備や設置場所についても検討を進めております。

御指摘のレベル2の津波・地震等における死者に対応するため、令和6年3月に県、県警及び賀茂6市町で、賀茂地域における遺体収容所の設置及び運営に関する覚書を締結し、これに基づき関係機関で検討を進めております。

大規模災害発生時には、広域的に連携して対応することが効率的であることから、今後も引き続き協力しながら、訓練等を含めて検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） では私のほうからは、国土強靭化地域計画に関する応急仮設住宅関係、及び敷根公園関係についてお答えいたします。

まず、静岡県第4次被害想定による応急仮設住宅の全壊からの入居である第1目標は、451戸に対し可能戸数492戸、充足率109%となっておりましたが、住宅用地としていた稻生沢及び東中学校の用地が現在使用できなくなったため、現在の可能戸数は374戸、充足率83%と不足しております。また、借上げ型応急住宅の目標戸数は466戸に対し可能戸数は6戸、充足率1%とこれは極めて低い状況となっております。

議員の送られた表の中は、こちらは半壊からの入居者の表だと思いますので、応急仮設住宅511世帯に対しては73%、借上げ型応急住宅533世帯に対しては、こちらも同じく1%となっている状況でございます。

こうした不足する応急仮設住宅につきましては、伊豆縦貫道の建設発生土活用地等により対応をしていきたいと考えております。また、借上げ型応急住宅につきましては、市内の状況を鑑み、空き家等を活用することを検討してまいります。

なお、災害公営住宅につきましては、下田市の事前復興計画における復興基本方針案では、中心市街地の都市機能の維持等を図ることとしているため、居住機能の存続についても、地域住民との意向を踏まえつつ、災害公営住宅等の建設を考えていきたいと思っております。

次にまちづくりにおける敷根公園の位置づけについてです。

まず維持修繕などの改修計画について、平成7年度までは現在の指定管理者により日常管理的な小修繕を行い、それ以外の修繕などは建設課で行い、維持機能を図っており、今年度につきましては、敷根プールの冷温水器、更衣室の空調設備、敷根グラウンドの面修繕

などを行っております。

次に、近隣自治体との広域連携についてですが、平成29年に各首長で構成する賀茂地域広域連携会議の専門部会で、地域内の公共施設の共同活用の検討を行いましたが、プールにつきましては、近隣町民のプール利用者が少ないなどの理由から連携に至らなかった経緯がございます。

次に、プールやテニスコート等の改修に対するスポーツ振興くじ助成金の活用についてでございます。

令和6年度はテニスコートの人工芝張り替え工事及び照明LED化を半面を行い、令和7年度も引き続き残りについて進めていく予定となっております。なおこの事業につきましては、スポーツ振興くじ助成金の補助対象要件を満たさない規模であったため、こちらについては過疎債と脱炭素化事業債を活用し実施している状況でございます。今後も施設の改修等に当たっては、スポーツ振興くじ助成金の活用について積極的に検討してまいります。

次に、太陽光発電設備の導入についてでございます。

令和3年度から令和5年度にかけ、敷根プール施設も含め、当時19施設について検討した経緯がございます。プール施設につきましては、屋根の形状が陸屋根のため、パネル設置に当たっては架台を設けることなどが必要になります。また初期費用や面的な規模等から、運用しても採算性が見込めないと当時判断しております。

次に、敷根公園の運営体制についてでございます。

指定管理者との契約が令和7年度を期限としているため、令和8年度以降はスポーツ振興促進を踏まえた合理化や効率化を図るため、生涯学習課による一元的な管理に向け検討しておりましたが、昨今の燃料等の物価や人件費高騰により、さらなる利用率向上等による施設の効率化を見据えた体制について、今、府内関係課と検討を改めて行っているところでございます。

なお、敷根公園の屋内プールの維持管理や整備については、10年ほど前に長寿命化計画に基づき、大規模的な修繕を行った経緯がございますが、それから数年も経過しているため、改めて施設や機器の点検を行い、新たな長寿命化計画等を作成し、今後の整備方針を構築する必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員、再質問の前にちょっと確認です。趣旨質問の中で、配付資料の説明をしているときに、この応急仮設住宅のところの数字を既存Pなし、駐車場なしの

638世帯を6,380世帯と言っていた気がするんですけども、必要があったら訂正してください。

江田議員。

○13番（江田邦明） 先ほど私の趣旨質問の中で、一般質問関連資料の補足説明の際、3列目の応急仮設住宅、既存Pなしは638世帯が正当で、既存Pありは484世帯可能が正当でございます。

訂正しおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（中村敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） それでは再質問ということで、一問一答方式でお願いをしたいと思います。

まず施政方針について、市長からも発言をいただきました。木造住宅の耐震化は、津波の前に命を救うという観点で必要な政策だと思いますし、市長が長年掲げていた政策でございますので、ぜひとも進めていただきたいと思いますし、また県の制度の変わり目ということで、居住される方が有利な形でこの制度を使えるよう、また県のほうにも、市としても議会としても要望していきたいですし、要望していただければと思います。

次に、議会の議決の観点でございます。

こちらにつきましては、事前復興まちづくり計画の中で、この計画に対する復興時における議会との関係が触れられてる場所が1か所もなかったということで、議会自身もやはり災害発生時、復旧時・復興時に何かしらの役割が必要という考え方から、今回質問をさせていただいたところでございます。

改めまして、議会からの発議というよりかは、やはり意見交換をした上で、当局提案でスムーズな条例改正、正しく改正する形がよろしいかと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、まず東松島方式、また災害廃棄物処理計画につきましても、計画策定から期間がたっているということで見直しを検討いただけるという御答弁をいただきました。併せまして、災害廃棄物についても、やはり一般廃棄物と一緒に広域な考え方、下田だけではなくて広域的な災害廃棄物に対する取組が必要というような答弁もございましたので、併せましてこの東松島方式を、1市3町だけではなく1市5町という広い観点で、ぜひとも御協議いただきたいと思いますので、要望をさせていただきます。

次に、地区防災計画の観点で再質問させていただきます。

地区防災計画という言葉自体、私も緑の基本計画の中で出てきた中で、改めて、そういえば令和3年にこういった計画があったなということを思い出して、再度読ませていただいたところでございます。課長からの答弁があったとおり、自主的な計画の策定という観点で少し御紹介させていただきますと、まず計画対象地区の範囲であったり避難所の別、これ行政区単位がいいのか、避難所場所別がいいのか、それぞれの事情に合った計画を策定するという目的で、そこの範囲を決める必要があります。

また基本的な考え方としては、自助・共助による計画の策定、また地区の特性に応じた防災マップであったりそういったものの策定、また防災活動の内容としては、その体制であったり組織体制、平常時の活動、発災時の活動、復旧・復興時の活動について決めていくといったものでございます。

また実践の検証ということで、実際に活動してみて検証結果、また組に入っている方ではなくて住んでる方全員に対しての意識啓発、そして今後の活動について、この地区防災計画は定めていくものとされております。

この制度につきましては、制度が創設されてから約12年経過しております。2011年度中に地区防災計画を定めた自治体に対する内閣府が分析結果をしたところ、地区防災計画の作成主体は22%が自治会、71%が自主防災組織、また、地区内の人口は42%が500人以下、62%が1,000人以下、そして地区防災計画策定のきっかけは、82%が行政の働きかけとされております。

地区防災計画については、国土強靭化地域計画の中で、令和12年までに策定という取組目標が掲げられておりますが、具体的に令和何年までに何%、令和12年までに100%なのか、そういう行政としては働きかけ支援というような御回答をいただきましたが、やはり行政の関わりがこの策定のきっかけのまずスタートかと思いますので、そういう目標数値についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 地区防災計画につきましては、数字的にいつまでという数字は、令和12年という形で上位計画から言われておりますけれども、今のところ、そこまでの細かい数値目標というのは決めてはございません。

まず、今、自主防災会の中を見ておりますと、地区防災計画というその言葉自体があまり浸透していないんじゃないのかなと思っております。ですので、この地区防災計画の必要性、それからつくらなければならないとかメリットとか、そういうものを次年度からもう少し丁

寧に、広報していきたいなとは思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。

次年度よりということで、ぜひこの地区防災計画、私自身も令和6年度に入って改めて勉強し直した言葉であったり、重要な計画だと考えております。恐らく住民の方の多くが避難所運営、こちらについては先日、柏谷議員からも質問の中での御説明がありましたが、職員の方が対応してくれる、または区長さんがやってくれる、自主防災会の方がやってくれる、そんな意識を持っている方が多くいるのではないかと思いますが、やはり行政区、組に入っていない方も避難されるわけで、そうした避難される方が自主的に運営することがこの避難所運営であると考えております。

また、自主的に避難所運営がされることで、市の職員さんは本来の行政の復旧時・復興時の行政の仕事に携われると思いますので、支援というよりかは一緒につくっていくという考えで、令和7年度以降、この地区防災計画の策定に積極的に取り組んでいただきて、当初計画にあるとおり必要とされる地区については、これ100%を目指していきたいと思いますが、令和12年度、全ての地区避難所でこの地区防災計画が策定されるような取組を進めていただきたいと思いますし、私自身もやはり一番身近な柿崎区において、この地区防災計画を策定していきたいと考えておりますので、今後いろいろな情報提供であったり教えていただき、そしてさらにはそこから浜崎、そして下田地区全体にこの計画を、令和12年までに策定することを目標として、今後の議員活動等していきたいと思います。

次に、観光客の避難等の安全確保ということで、少し補足の説明資料のほうに戻らせていただきますと、担当課長のほうから観光客の避難者数、私が出典から掲げました人数は1万8,500人でございますが、日帰りとされる1万1,500人の方、また7,000人の方の避難についてどのような避難を想定しているのか、また避難場所の確保については充足率がどのくらいなのか、現状の様子をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 宿泊者または日帰りの観光客の方の避難の方法の想定ですけれども、現状、下田市の地域防災計画の中では、防災情報の提供として、地域に不案内な環境下に対しては、情報提供の体制や避難誘導体制、防災情報の周知を図りということと、また支援の検討として、市内の旅館ホテル業者、旅行業者等々連携して、災害時における一時収容

等の協力を求めるという形で、観光客の避難宿泊所としましては、下田温泉旅館協同組合に加盟しております18者の方々に一時的に収容して、また帰宅支援に取り組んでいくという形で想定しております。

避難場所の収容率につきましては、ちょっとすみません、今、手元に資料がございませんので、また改めてお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 今、御答弁いただいたところを解釈すると、日帰りの方をどう避難していただかうかというところが、やはり課題になってくるのかなと思われます。

この件につきましては、今年度のまちづくりミーティングのほうで市長からも、これ観光客をむげにするというような意味での発言ではないと思うんですが、観光のピーク時に市民と観光客の両方を支援することは困難であるため、観光客については基本的に災害が発生したらいかなる手段を使っても、自宅に帰っていただくことになる、というような御説明が、ちょうど私が出席したときがありました。

そういう中で、先ほど発言させていただいた伊豆半島広域防災協議会の役割が重要になってくるのかなと思いますし、一方で国土強靭化地域計画の中では、観光地における避難対応マニュアルの策定というものが、こちら令和4年度完成ということで目標数値として掲げられております。

第3次観光まちづくり推進計画において、観光客に対する避難を検討していくというものは、この観光地における避難対策マニュアル策定のことを指すのかどうか。

また他自治体では、観光危機管理計画ということで、別途案内図の整備、避難路、避難先周知、情報、飲料提供、輸送、風評対応等の策定をされている自治体もございますが、こういった観光の危機管理に特化した計画の策定の予定はあるかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○13番（江田邦明） はい。

○議長（中村 敦） 11時10分まで休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私のほうからは、観光危機管理計画等についての御質問にお答えさせていただきます。

まず先ほど御質問に対して答弁させていただいたことにつきまして、まず伊豆半島広域防災協議会における広域防災計画の骨子が先日示されたところでございまして、その中で観光客につきましては、帰宅支援へというところが骨子の中に盛り込まれてございます。

なので一時的に避難した後は、観光客については帰宅について最大限支援をしていくという形で、帰宅支援につきましては、下田市単体で解決できるということではございませんで、下田市から先の交通ですとか、そこから先のどこに避難するといったところを、広域的に今後、検討していくことになると思います。

能登半島地震等を教訓に、安全安心な伊豆半島を目指して、今後具体的に議論・協議を重ねていく中で、下田市のほうでもその方針に沿って、またその支援方法ですとか、というところを検討してまいりたいなというふうに考えております。

また、観光危機管理計画に関しましては、観光危機発生時の対応ですか、そのための備えというのを具体的に検討してまして、関係各所との調整や、また必要な承認プロセスを経て実態に即した内容にする必要があるというふうに考えております。

下田市における地域防災計画ですか、防災関連マニュアル、またハザードマップ、そうしたところに加えまして、先ほどの伊豆半島広域防災協議会が策定に向けて着手しております伊豆半島広域防災計画、そういったところと整合を図っていく必要があるというふうに考えているところです。

早急にこういった危機管理計画を策定するという状況にはございませんが、先ほどもちょっと答弁の中でお答えさせていただきましたが、第3次観光まちづくり推進計画、こちらを策定する過程におきまして、防災部局ですか、地域の観光関係団体、交通事業者、そういったところと連携しまして、既存計画等を活用した地域の現状把握ですか、対策の内容の検討を行うことで、観光分野の防災危機管理を考えまして、起こり得る危機や災害に対する備えを想定して、地域のレジリエンス、強靭性や回復力といったところですけれども、そちらを高めることにつなげていきたいなというふうに考えておるところです。

具体的にこの第3次計画の中で避難対策マニュアル、こちらを整備するというところには今の段階ではございませんが、それも含めた中でどういったものが下田市の観光防災に必要なのかというところをしっかりと考えてまいりたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 再度で申し訳ございませんが、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどと同じく一般質問資料の補足説明の中の災害廃棄物の1次・2次仮置場の合計に対する400メートルトラックの必要数を400と発言しておりましたが、40が正当ということで訂正し、おわびを申し上げます。

それでは、伊豆半島広域防災の観点で、何点か質問をさせていただきたいと思います。

私もこの件についてはウェブ上で見させていただきまして、当日1月25日、伊豆の国市で開催されたシンポジウム、参加をさせていただきました。広域的な防災にかかわらず、やはり市民の方も、議会も、そして観光客の方も、こういった協議会であったり取組があるということをやはり知っておく必要があるという観点で、質問をさせていただいております。

当日も含めその後、賀茂郡町長会のほうから同協議会の適正運営の要望書が提出されたというふうに聞いておりますが、内容も含めまして、下田市長としてはこの協議会の中が今どのような運営をされていて、適正な運営、どういった点の適正性が必要かというところが分かりましたら、共有させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 私、この件についてつまびらかに確認したわけではないんですけども、仄聞したところによりますと、協議会をまず立ち上げるときのシンポジウム、あのシンポジウムの中での発言として、1次避難、2次避難のそのときに、内陸部で受け入れる用意をしようみたいな、そういう話がシンポジウムであったんですよね。

これについて、沿岸部しか持たないような市町村にとって、それは人口流出につながるんじゃないかなという危機感を持っている、したがいまして、これについてはしっかりと詰めてから表現すべきじゃなかったのかというふうなことのようです。私はそのように受け取っています。

もとより人口の流動を意図したものではなく、海岸部が全部やられてしまったときに広域的な受け入れをすることによって、お互いに助け合おうという、こういった趣旨で伊豆市長、

その防災の協議会長として発言したわけですので、そういったところで若干の認識の違いがあったものというふうに私は解釈してございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。私もこの広域的な防災の考えというのは非常に重要であり、下田市にとって今後の防災を考えていく中の一つの攻めの防災ではないかなと考えます。

再度、一般質問資料、スライドを上げていただいてもよろしいでしょうか。

御覧のとおり、下田市独自ですと、全半壊消失の市民避難者の充足率が50%、観光客の避難数については数値がまだ挙がらないということで、また応急仮設住宅については、これ全半壊、焼失含めると73%、借上げ型応急住宅は1%、災害公営住宅については数値が出ておりません。災害廃棄物については10%、亡くなられた方については2%ということで、単体ではこういった数値が挙げられておりますが、伊豆半島広域でやはり被災していない地域の協力をいただくことで、それぞれ特に仮設住宅の関係、また廃棄物、亡くなられた方については大きな数値の変化が見られてくると思います。

併せて、地区防災計画を策定することで、市民の避難者の実数であったり、もう少し数値が変わってきたり、また観光危機管理計画に似たようなものを作成すれば、観光客の避難場所についても明確な数値が出てきたり、足りない、足りているというところが分かってくると思いますので、私もまたこの表を基にいろいろ研究していく中で、何とか市民の皆様、そして観光客の皆様が、安全安心に暮らして訪れるようなまちづくりを進めていきたいと思います。

次に、2点目の大きなくくりの質問のほうに再質問をさせていただきます。

まず、敷根公園また屋内温水プールの考え方ということで、地域に代替施設がないということで、やはりこの施設を維持していかなければいけないと私は考えております。

平成29年に策定されました公共施設等総合管理計画の中では、その先40年間の間に公共施設の床面積を30%削減というような目標が掲げられており、一時はこの屋内温水プールについてもその対象であるような話を聞いたこともございます。

しかしながら、新たな行政計画、SURF CITY構想やスポーツ推進計画の中で、やはりスポーツ振興、またスポーツによる地域の活性化を行っていく上で、この温水プール、敷根公園については、これまでの考え方を維持していかなければならないし、さらにこの施

設を多機能化という観点でも、維持していく必要があるかと思います。

人口減少化、プールであったり体育館文化ホールなどの公共施設を市町が単独で維持管理する時代から、近隣市町を含め広域的に公共施設を有効活用する時期は、数年前から始まっています。

また、同敷根公園屋内温水プールについては、既に広域での公共施設の集約化は済んでいるものと思われます。今後は多機能化という観点で、これらの施設を残していく考えが必要であるのではないかと私は考えております。

既に地域防災計画の中では、温水プールの水が災害発生時の貯水給水機能として明示されています。また一つ前の質問にありました、亡くなられた方の安置場所ということで、この屋内温水プールを遺体安置施設の機能として、プールの多機能的な機能を持たせて維持していく考えも必要かと思いますが、多機能化という観点で、ちょっとすみません、通告がない部分でございますが、多機能を持たせた上でプールを維持していく、また整備していくという考え方について、当局の方でお考えをお持ちでしたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 敷根公園につきましては、全体に防災拠点と位置づけられておりままでの、有事の際にはそういった支援部隊が集まる可能性等もあるかと思います。

そういう中で、災害時においてはどこを拠点にするかということもまたあると思いますので、そこがもし拠点として使わなくともよい状況でありますら、そういった多機能、別途の活用についても考えていく必要があると思いますので、そういったところは防災部局とか様々な関係する部局がございますので、今後検討していきたいと思います。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 次に施設の管理ということで、当初、令和7年度末で現指定管理契約が終わり、令和8年度の更新時期から効率化等の観点で生涯学習課での所管を検討していたところでございますが、府内で検討ということで、管理の仕方を現在検討しているのか、それとも施設の今後の在り方を含めてまで、検討されているのかという部分を教えていただきたいと思います。

あと約1年というところで、管理、施設の利用時間などの変更も含めていきますと、現在では高校の水泳部だったり、民間事業者さんの水泳教室、また水泳に関する優秀選手の輩出等にも今後影響しますし、他町の利用者が少ないというお話をありがとうございましたが、合宿での利用であったり、様々な世代の方が利用されていると思います。

検討は始める前に、市民アンケートであったり、学校における水泳授業での利用、また今後の学校の水泳授業の在り方を含めました、プール施設の将来像というものをやはり当局の検討と併せて、利用者また住民の方にも聞く時期がもう既に始まっているのではないかと思いますが、その点について今後の方針、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） プール施設の将来像につきましては、当初の答弁の中で申し上げましたが、まずは施設と機器のまず損傷具合等をしっかりと専門家に点検していただき、延命処置で持つのか、もしかしたら建て替えていく必要があるのか、そういう場合どういったものに、規模に建て替えるのかという議論が、今後必要になってくるかと思います。

そういう中も含め、プールについては今、教育長からも答弁にありましたが、多くの方に利用され親しまれているという状況でございますので、そういうことも含め、今後施設はどのような状態になっていくかというコスト面も当局のほうで調べ、その上で市民の方々に意見を聞いていく必要があると、私は考えております。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。

現在策定中のＳＵＲＦ　ＣＩＴＹ構想またスポーツ推進計画が、本年度中にパブリックコメントを終えて正式に策定という形になると思いますが、これらの決定時期というか、今後の流れであったり、どんな御意見や変更点、もしパブコメを受けての変更事項などございましたら、少しお知らせいただけますと助かります。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） まずＳＵＲＦ　ＣＩＴＹ構想につきましては、パブリックコメント終わりまして、先日、検討委員会の最終回を開催をいたしました。

パブコメの結果も踏まえて、ほぼ原案どおり構想としてはまとめ上げをしまして、一応市のほうへ報告をいただき、市のほうで3月中に正式決定をして公表していく、そういうスケジュールで進めたいと考えております。

また来年度、改めて新年度予算のほうで、この構想に基づき今後具体的に進めていくための計画づくりですか体制づくり、そうしたものをお新年度で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） スポーツ推進計画につきましては、現在パブコメを取りまとめている最中でございまして、今月中には協議会のほうを開催させていただき、スポーツ推進計画を取りまとめさせていただいいて、市民の方に公表していきたいと考えております。

また、今後は運営につきましては、下田市スポーツコミッショナという組織を立ち上げて、そちらのほうで計画のほう、目標値の設定とかそういったものを確認しながら、P D C Aを確認しながら、計画について推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。

私も引き続き命と文化を守るということで、生命であったりスポーツという文化を維持し、まちづくりの活性化に努めていきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） これをもって13番 江田邦明議員の一般質問を終わります。

◎議第21号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第21号 下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、議第21号 下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙5ページから13ページのとおり制定するというものでございます。

制定理由でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためでございます。

それでは条例の内容について、議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の5ページ、説明資料①をお開きください。

初めに、今回の条例制定の趣旨として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない子供を育てている家庭が、月一定

時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付費として、「こども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付化されるものです。

改正法による改正後の児童福祉法第34条の16第1項においては、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされています。この内閣府令で定める基準として、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められたものです。

今回の条例制定を必要とする法令の趣旨につきましては、児童福祉法第34条の15第2項により、国・都道府県及び市町村以外のものは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て当該事業を行うことができるとされており、同条第3項において、認可の申請があったときは本条例で定める基準に適合するかどうかを審査するものとなります。

めくっていただき、6ページをお開きください。

二つ目として、乳児等通園支援事業の概要につきましては、令和7年度は、自治体の判断において実施、令和8年度からは全ての自治体で実施することとなっており、本市においては、令和7年度は市内保育施設等への説明、具体的な事務を検討し、令和8年度からの実施を予定し、準備を進めてまいります。

「こども誰でも通園制度」の概要としましては、対象施設、対象となる子供、利用時間等は表記載のとおりとなっております。

今回制定する条例につきましては、（1）として、条例で定める基準の類型として、内閣府令で定める基準を、従うべき基準と参酌すべき基準に分類されるものです。

7ページをお願いします。

（2）として、条例で定める基準の事項として、表記載のとおり、従うべき基準は安全計画の策定など10項目とされ、そのほかの事項については参酌すべき基準となっております。

（3）といたしまして、条例の考え方として、過剰な義務づけ等の追加は基本的に行わず、保育に係るこれまでの国の基準及び市の基準に準じた基準とすることを前提に、市条例についても、特段の事情や地域性が認められないため、国基準と同様の内容を定めようとするものです。

続きまして8ページをお開きください。説明資料②となります。

定めようとする条例につきましては、内閣府令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき

基準に分類し、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例の考え方、国比較により要点のみ御説明を申し上げます。

まず第1章は、総則として従うべき基準は、第7条、安全計画の策定として、当該事業者は安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとし、職員への周知、研修、訓練の定期的な実施などを規定するもの。第8条は、自動車を運行する場合の所在の確認として、移動及び送迎のために自動車を運行するときの利用乳児の所在確認の方法などを定めております。第11条は、ほかの社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準。第12条は、利用乳児等を平等に取り扱う原則。第13条は、虐待等の防止について。第15条は、食事の提供を行う場合について。第18条は、秘密保持等について定めたものです。以上が、第1章における内閣府令で定める基準に従い定めたものとなります。

次に、第1章における参酌すべき基準として、第2条は、この条例で定める基準は、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとした最低基準の目的を定めるものです。第3条は、市長は当該事業者に対しその設備運営を向上させるよう勧告することができる旨の規定及び市は最低基準を常に向上させるように努めるものと規定するものです。第4条は、当該事業者は最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならぬるとともに、最低基準を理由に低下させてはならないと規定するものです。第5条は、当該事業者は利用乳幼児の人権に配慮するとともに一人一人の人格を尊重すること、保護者等に運営の内容を適切に説明するよう努めることなど、一般原則を定めております。

めくっていただき9ページをお開きください。

第6条は、非常災害時の対策に関すること。第9条は、職員の一般的な条件。第10条は、職員の知識及び技能の向上等として必要な知識及び技能の習得を維持向上に努めなければならないとし、また当該事業者はその資質の向上のための研修の機会を確保する旨を規定するものです。第14条は、当該事業者は、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる旨を定めたもの。第16条は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならぬとする事業内部の規定。第17条は、当該事業者は帳簿を整理しておかなければならぬ旨の規定。第19条は、苦情への対応となります。以上が、第1章における内閣府令で定める基準を参照するものとして定めたものです。

第2章は、乳児等通園支援事業に関するもので、通則、共通事項として、従うべき基準は、第20条、乳児等通園支援事業の区分については、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする旨を定めており、同条第3項において、余裕活用型乳児等通園支

援事業とは、保育所、認定こども園、また家庭的保育事業等を行う事業者において、その施設の利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用児童数を除いた人数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいうもので、当該施設の利用定義を超えない範囲内で、運営する事業のことが余裕活用型となります。また、余裕活用型に該当しないもの、利用定員とは別に定員を設定して実施するもの、こちらを一般型乳児等通園支援事業となり、この二つに区分されるものです。

第23条は、当該事業者は国が定める保育所保育指針に準じ、当該事業の特性に留意して、乳幼児とその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供する旨を規定しております。

次に参酌すべき基準として、第24条は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとしているものです。第27条は、第3章雑則として、当該事業者及びその職員、内閣府令の規定において、書面で行うことが規定されているもの等については、電磁的記録により行うことができる旨を定めております。

めくっていただき10ページをお願いします。

次に、一般型乳児等通園支援事業について、従うべき基準として定めるものは、第21条のうち、調理設備に係る部分の設備の基準として、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を3階以上に設ける建物に調理設備を設ける場合の規定を定めたものです。第22条は、保育士または従事する職員は、市町が行う研修を修了した者を置かなければならぬとしており、保育士の資格を有さない者でも、当該研修の修了者は職員として従事できるものと解されます。

同条第2項では、事業に従事する職員の数は、乳児はおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする者を定めております。ただし、当該事業所1につき保育従事者の数は2人を下ることはできないとするのですが、保育所等と一体的に運営されている場合であって、従事する職員が保育士であるとき、利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育が現に行われている乳児室等と同一の場所において当該事業が実施され、かつ当該保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、従事する職員を1人とすることができるものです。こちらは、在園時と合同で保育を実施する場合における、職員配置の緩和規定となります。

次に、一般型乳児と通園支援事業に伴い参酌すべき基準として定めるものは、第21条のう

ち、調理設備に係る部分を除く設備の基準として、乳児室、保育室、便所を設けることとし、乳児室等の面積基準等及び保育室等を2階以上に設ける建物の基準として、建築基準法に基づく施設及び避難用の設備などを規定するものです。

めくっていただき、11ページをお開きください。

次に第3節として、余裕活用型乳児等通園支援事業については、従うべき基準として定めており、第25条は設備及び職員の基準として、次の各号に掲げるものとし、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業者に区分して定めています。

新たな事業となる「こども誰でも通園制度」は、創設の背景といたしまして、子供が保育園や幼稚園に通っていない未就学児のいる家庭では、親が孤独な子育てに陥りやすく、孤独な子育てに追い込まれて誰にも相談できない状況下での育児は、子供への虐待リスクが高まるおそれもあることから、子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、週に1、2回でも心身の発達に大きなプラス効果があるとし、全ての子供の育ちを応援することを目的に創設されたものです。

今後、総合支援システムとなる予約システムの運用などが予定され、当該制度に関する手引書も作成されますので、詳細事項を確認しながら、令和8年度からの事業実施に向か、準備を進めてまいります。

恐れ入りますが、議案件名簿の13ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第21号 下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません、基本的なことをお尋ねをしたいと思いますが、この説明資料の5ページの（2）のところで、都道府県及び市町村以外のものは云々とありますので、これは下田市の認定こども園や下田市の保育所には当てはまらないと、こう考えてよろしいのかという点が第1点目であります。

それから令和7年の4月1日から制度化ということで、下田市は施行を令和7年4月1日

からするわけですが、令和8年の4月1日から給付化されるという、こういう表現がされておりますが、この給付化と制度化との関係はどのように考えたらよろしいのか、2点目として、お尋ねをいたします。

それからこの内容から見ますと、月に10時間ということですので、1日4時間ほど保育していただくことを考えますと、月に2.5日、2日半ぐらいの保育だと。こういう形で使い勝手の面を考えると、使おうという人がいるのかというような疑問が出てくるわけです。

そうしますと、この対象者として保育園や幼稚園に通っていない対象者は、令和7年、今年度4月1日に何人ぐらいいらっしゃる、そういう家庭の子供がいらっしゃると想定をしているのかということあります。

これ民間保育所のほうでこういうサービスをするということになると、恐らくこの費用の面ですが、この制度による月に10時間だけでとどまらず、恐らく自由契約でもう少し長く、一般の保育を受けている子とほとんど変わらないような形態にしてほしいという要望が想定がされると思うわけですけれども、そういうことが実態として実施ができるものなのか、この制度を利用しながら自由契約で、ほかの方とほぼ変わらないような形態というのは可能性として考えられるのかどうなのか、そういう点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） ありがとうございます。初めに、市のほうはもうこの国の基準に従ってという形になりますので、要は民間がこの事業を、例えば下田ですと、稻生沢ですかひかり保育園のほうが実施する場合には、今回定める条例に基づいて市のほうがという流れになります。

令和8年の4月1日からどういう形で給付のほうが、公定価格に基づいて人数とかで同じように扶助費としてやっているのと同じような形になるのかというのは、ちょっとまだ細かい部分は示されていないんですが、もう国のはうは上限を10時間というところで決まっておりますので、そこまで1時間当たりの単価が、以前示されていたのだと850円というのがあったんですけども、でも先週来たのだとちょっと金額を、年齢によって差をつけて、900円から1,300円でゼロ歳児から2歳児まで、その補助1人当たりのというところで計算をして、給付をする方向で今動いている段階になっています。

その中で、10時間以上を行うとなると、当然給付の対象外になりますので、民間のほうで実際にやるとなると、我々もそうですけれども、市の単独費、園のほうの単独費で実施をしていくかというところになるんですが、ある程度、保護者からの利用負担のほうは300円程

度にしなさいということで示されていますので、なかなかそれ以上かけて多く受け入れるというの、可能性としては非常に低いのかなというふうに考えています。

議員御指摘のように、私たちも今、下田保育所のほうでは緊急リフレッシュ事業ということで、そういう園以外の方も、1組ですけれども受け入れてやっている状況の中で、同じような形の中でただこれを多く利用するとなると、そうなると必ず園の保育士さん等を確保していくかなければならないというふうになりますので、なかなか現実問題としては、10時間以上より多く受け入れるというところは、なかなか少ないのであるから、このように考えています。

そこの費用対効果というんでしようか、先生方を雇うお金のほう等、限られていますので、そういう中で一応、現在子ども子育て支援事業計画のほうが策定いたしまして、利用見込みのほうでは、一応ゼロ歳児が3人、1歳児・2歳児ではそれぞれ1人ぐらいが月1回ぐらいの利用ということの見込みの中で、今後、令和8年度からの実施では、そのぐらいの利用があるのではないかというふうに見込んでいます。

また民間の稻生沢とかひかりにお願いする場合には、市からの委託という形で事業のほうの実施を、ですからこの後新年度に入りましたら、民間さんのほうがやるのか、市がやるのか、両方やるのか、その辺受入れの枠もありますので、検討していくながら、どういう形でやっていくのが下田市にとっていいのかというのを考えながら、事業のほうの実施に向けて、自治体のほうでの完全実施がもう令和8年度ですので、必ずこう、やるという方向で、ただ受入れの枠はどの程度にするかとか、先ほど議員からも御指摘にあったように見込み数を考えながら、需要もちょっと確認をしながら、制度を少しずつ進めていくという形でいいのかなというふうに思っています。

ただこれ、それ以外でも、先ほどの緊急リフレッシュ事業を充実したほうがいいんじやないかとか、あるいはほかの事業のほうでもう少し充実していく、子育て支援センターのほうを充実していくたほうが、親子で触れ合ってもらう、そういう事業を充実したほうがいいんじゃないかなというお話を聞いていますので、園のほうといろいろ協議をしながら進めていかなければと思っています。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。ちょっともう一度同じことの繰り返しで恐縮ですが、確認したいんですが、この5ページの34条、家庭的保育等の支援事業、この支援事業の条件の中に、国、都道府県及び市町村以外のものはという具合に書いてありますと、内閣

府の定めるところに云々だと。

この文章から判断をしますと、下田市が運営している認定こども園は、あるいは保育所等は、この事業の対象ではないという具合にも取れるんですけれども、そう取らなくてよろしいという回答であったという具合に理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） はい、市のほうはこの条例を定めるに当たる、基の国の内閣府令の基準に従って実施をするという考え方になりますので。よろしくお願ひします。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 課長のほうから、緊急リフレッシュ事業の利用のほうも含めてというような御説明があったんですが、現状の緊急リフレッシュ事業の利用状況はどんなものなのかというところでお伝えいただけますか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 1日1組ですので、もう少しあれかもしれないんですが、実際にはかなり利用していただいて、ただリピーターといいますか、使う方は何回もという形で聞いておりますので、具体的にはすみません、ちょっと手元にないので、また委員会のほうで資料のほうはお渡ししたいと思います。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ですからこの緊急リフレッシュ事業をもうちょっと拡大するのか、それともこちらのほうである程度、希望者がおられる、1日1組だとすぐ満席になってしまうというか満員になってしまうので、年間を通してどのぐらいいらっしゃって、希望者がどのぐらいいらっしゃって、その中で今度の新しい事業も含めて活用していただけるような体制がまず取れるかどうかということも重要だと思うので、それと同時に今、課長のほうから説明があったのが、子育て支援センターのほうの活用も併せて、皆さんに周知することによって活用していただけるような、家以外の場所でというような子育てをしていただこうというようなことだと思うんですが、そこら辺は今、説明があったとおりだと思うんですけども、子育て支援センターのほうの活用状況というのはどういうものなのか、最後の質問でお願いします。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） すみません、ちょっと具体的な利用の人数の数字はないんです

が、かなり今年度から充実をしていまして、イベントなどを特に定期的に開催して、土曜日のほうの利用も大分増えてきて、今まで隔週でやっていたのも毎週にというところで、取組も増やしておりますので、非常にこちらのほうは充実してきているというふうな認識であります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第22号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第22号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議第22号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、こちらの御説明を申し上げます。

議案件名簿の14ページ、お願ひいたします。

議第22号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための情報社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の次の15ページのとおり、制定するものでございます。内容につきましては、後ほど議案説明資料のほうにて御説明申し上げます。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

まず今回の改正の経緯でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正を含む情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル

社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、番号利用法第2条に新たな項が新設され、第8項以降の項番号が順次繰り下げられたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。議案説明資料の12ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。第1条は、下田市税賦課徴収条例の一部の改正条例でございます。第36条の2第9項中、第2条第15項を第2条第16項に、第63条の2第1項第2号中、同条第15項を同条第16項に、13ページをお願いいたします。第89条第2項第3号中、第2条第15項を第2条第16項に、続きまして14ページをお願いいたします。139条の3第2項第1号中、第2条第15項を第2条第16項に、第149条第1号中、同条第15項を同条第16項に改めるものでございます。

次に、説明資料の15ページをお願いいたします。

第2条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。第2条第2号中、第2条第8項を第2条第9項に、同条第3号中、第2条第12項を第2条第13項に、同条第4号中、第2条第14項を第2条第15項に改めるものでございます。

議案件名簿の15ページにお戻りいただきまして、最後に附則でございます。

本条は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第22号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 一応確認をさせていただきますが、デジタル社会基本法の2条が改正されたことによって、条文が繰り下がるだけの改正なのかという点を確認をさせてください。

それからこの条文が新たに付け加わりました法のほうの改正というのはどういうことであったか、すみませんがお尋ねいたします。自分で調べなくて恐縮ですけれども、お願いします。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今回の改正につきましては、議員のお見込みのとおり、条項の整理

ということになろうかと思います。

それでは新しいほうの法律の第8項とは何かということでございます。この法律において、カード代替電磁的記録というものの定義、こちらのほうをしているものでございまして、これは何のことかと言いますと、今までマイナンバーカードいうものを使って、皆様にいろいろ手続き等をしていただいているかと思いますけれども、これをこの代替電磁的記録、これは要するにスマートフォンだと思っていただければいいかと思います。今までカードをかざしていたものを、スマートフォンをかざすことによっていろいろと便利に使えるようになるとということのための、法律の改正というふうに御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（中村 敦）ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦）これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦）ここで休憩いたします。

1時5分まで休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時05分再開

○議長（中村 敦）休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第23号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦）次は、日程により議第23号 下田市ふるさと応援寄附条例及び下田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） それでは、議第23号 下田市ふるさと応援寄附条例及び下田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。
議案件名簿の16ページをお願いいたします。

下田市ふるさと応援寄附条例及び下田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を、次ページ、17ページのとおり制定するもので、提案理由は、ふるさと応援寄附金の管理運用

方法を変更するためでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料16ページをお願いいたします。

説明資料① 1. 改正の概要でございます。

ふるさと応援寄附金について、下田市ふるさと応援寄附条例第3条による基金条例とのひもづけを廃止し、下田市ふるさと応援基金に積み立て、一元的に管理運用を行うことを目的に関連する条例の一部を改正するものでございます。

2. 改正の内容でございます。

1. 下田市ふるさと応援寄附条例は、条例第3条第1項を改正し、ふるさと応援寄附金を下田市ふるさと応援基金条例に規定する、ふるさと応援基金に一本化して積立てとするものでございます。

2. 下田市ふるさと応援基金条例は、第1条及び第5条中、第2条第9号を第2条各号に改め、ふるさと応援基金から全ての事業へ充てることができることとするものでございます。17ページをお願いいたします。

③改正後の運用でございます。恐れ入りますが、20ページの説明資料③、下田市ふるさと応援寄附申込書と併せて御覧いただきたいと思います。

ふるさと納税を行う際、説明資料③のふるさと応援寄附申込書において掲載された9事業から、寄附の目的を寄附者の方に選択をしていただきます。この9事業は、下田市ふるさと応援寄附条例第3条に規定する下田市ほのぼの福祉基金、下田市教育振興基金、下田市奨学振興基金、下田市子育て支援基金、下田市景観まちづくり基金、下田市緑の基金、下田市防災基金、下田市世界一の海づくり基金、下田市ふるさと応援基金の9基金にひもづけがされております。

現行の運用におきましては、寄附の際に選択いただいた寄附者の事業選択により、一般会計を経由し、各基金に積み立てた上で、必要に応じ各基金から充当を行っております。これを今回の改正では、ふるさと応援寄附に係る積立て、管理運用を、下田市ふるさと応援基金に一元化するものでございます。

一元化したふるさと応援基金では、寄附者の意思を担保するため、基金内において帳簿による事業別の管理を行い、事業ごとの積立運用を行う予定としております。また、この基金の運用に当たりましては、新たに府内組織として、下田市ふるさと応援基金運用委員会を設置し、事業への充当や他の基金への編入等の管理運用を行う予定としております。

説明資料②は新旧対照表でございます。

下田市ふるさと応援寄附条例につきましては、第3条第1項について、1号から9号の基金により管理運用する規定を廃止し、ふるさと応援基金に積み立てて管理運用する規定に改めるものでございます。

また、下田市ふるさと応援基金条例につきましては、第1条設置及び第5条処分において、ふるさと応援基金から充当できる事業を、下田市ふるさと応援寄附条例第2条第9号、前各号に掲げるもののほか、市長がふるさと応援寄附金の充当が必要であると認める事業に掲げる事業を、下田市ふるさと応援寄附条例第2条各号に掲げる事業に改正するものでございます。

議案件名簿の17ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第23号 下田市ふるさと応援寄附条例及び下田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） まず今回の条例改正の内容の確認といいますか、これまでこういったパンフレットが駅とか市役所とかに置かれていて、この後ろのほうに寄附金の選べる使い道というようなことで記載があると。それで9項目あって、そちらの基金のそれに属する基金のほうに充当されますというようなところで、これまで寄附者がそれを、丸をつけるような形で選んで出していたものを、今回の改正では、それもできるのかも分からぬけれども、その使い道としては基金運用委員会で確定をして予算の振り分けを、行政のほうができるようにするというような内容で、理解でよろしいのかどうか、質問です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 従来も寄附をいただく際に、寄附者の方に事業を選んでいただいた形になっております。この形については今後も継続しまして、あくまでも寄附者の方には事業を選択をしていただく形を考えております。

ただそれを今まで基金ごとに改めて分配をしていたものを、あくまでも財布として一つ基

金として管理をしていく形になりますけれども、その一つにした基金の中において、寄附者の意向に基づいて、事業別の管理をしていく形を想定しています。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） そうなると運用が変わるということで、枠組みは変えずに運用を多少変更するというような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 運用として、お金の流れといいますか、フローが変わってくるということ、今まで各基金に一旦分けていたものを、あくまでもふるさと応援寄附についてはふるさと応援基金一括で管理をしていくという形を想定しています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ありがとうございました。大体、今回のことの話は分かったつもりです。それでこの間、説明会の中で係長のほうから、こここの文言、項目もちょっと変えて、寄附していただける皆さんに寄附していただきやすい、どちらかというとこれは行政目線で書かれているところがあるって、寄附するほうが寄附したくなるような雰囲気があまりないので、それをちょっと考えて今後また変更していくこうと考えています、というような御説明があつたんですが、同時にそのときに資料でお見せいただいた中で、10億円という一つの目安みたいなものが示されていたんですけども、現在4億円ぐらいのこのふるさと納税の額であると。

というのは、これは静岡県内では20位ということで、あまり上位ではない状況の中で、焼津市が100億円取っていると。それでこの間私どもが視察に行かせていただいた大洗町が、18億円今年取ったと。大洗町でこれ、視察の報告書の中にはテーマとしては書いてはありますけれども、かなり担当者の方から詳しい説明を受けまして、実は平成30年度は3,199件で7億9,000万円しかなかったんですね。それが令和5年度で9万3,000件以上の寄附で14億円で、今年は18億円来ていると。一方で下田は、現在1万2,000件ぐらいで4億6,000万円というのが令和5年度の数字になっているわけですけれども、こうした市長もおっしゃっているようないわゆる稼げる自治体として、これから下田をつくり変えていくんだというようなお話をあったかと思うんですが、その中で今現在、何人がいわゆる従事されているのか、このふるさと納税のところで何人がスタッフとして充てられているのか。

そのところと、あと今後どういう方向で10億円まで増やそうか、どうしたら増えるのか、そういったところはどう考えていらっしゃるのか。これ最後の質問になってしまふので、大洗町と、それとせんだって、焼津のアドバイザーを務められている牧瀬 稔先生の講演を研修で聞きにいきまして、そのときに牧瀬先生のほうからもアドバイスを頂戴したところを御紹介して、最後の質問をしたいと思いますけれども、大洗町ではとにかく全てのサイトに契約をしたと。

なぜかと言うと、現在ふるさと納税を買っててくれるお客様たちのいわゆる選択基準がポイントになっていると。楽天ポイントが欲しい人は楽天から入る、Amazonのポイントが欲しい人はAmazonから入ると。今、Amazonが急速にこれ拡大して、ふるさと納税の中でぐんぐん伸びてきている、さとふるとかそういう老舗とは違う形の今、様子が見られるというところで、この大洗町では国井町長が令和2年度に就任されてから、政策の一番としてふるさと納税ということを掲げて、ここまで伸びてきたそうなんですけれども、そういった実は利用者側の目線というのがやはり非常に必要で、どんなに良いものを提供できるのかということよりも、利用者がどういうふうにして利用したいのかというところからの目線で、ふるさと納税の仕組みを考えていくということも必要なではないでしょうかということを、大洗のほうからは御教授いただきました。

また、牧瀬先生のほうからは、焼津が何で100億円もいったのか。焼津というのは日本一のいわゆる漁獲高を誇る漁港を抱えているわけですから、水産加工業とそれとサッポロビールですよね、それが非常に強いというところではあったんですが、牧瀬先生たちが入られて、現在は返礼品数が1,334件あるんですね。この間、焼津市に頼んでカタログを送ってもらいました。こういうカタログを無料で、応募したらくれるということで、この中にどんな、全てじゃないですけれども、有名な売れ筋の商品が載っているわけですけれども、こういうカタログも配っていると。

だからそういった、これがすぐ翌日に届きましたので、メール出したら、つまりそれだけの人員がいるということにびっくりしたのと、とにかく返礼品の数を増やせと、それが牧瀬先生の指令といいますか、焼津市との間での、返礼品の数を増やせば増やすほど、いわゆる底辺を増やせば増やすほど、お客様というのは増えていくんだという考えがあった。

一方で、大洗のように、サイトの数を増やせば増やすほど寄りついてくるお客様があつて、みんなが使えるポイントの中で皆さんのが選ぶと。本当はポイントをたくさん使ってくれるようなところを選びたかったんだけれども、どのポイントか分からなかつたということで、

これから下田市のふるさと納税の取組の方向性と人員ですね、これからどういうふうな人員で、仮に10億円を目指すとしたらやっていくおつもりなのか、もし決まっていたらお聞かせください。

○議長（中村 敦） 条例の改正の部分で答えられる範囲で結構です。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） すみません、まず事業のつくりつけの点でございますが、事前の説明の中でもお話をさせていただいたとおり、今回は一旦、財布を一つにして、運用を一つはすっきりさせたいというところが、今回の改正の大きな目的でございます。

その中で、併せて今回9の基金があるという状況については、当時その九つの基金をそのままふるさとを納税に提言をしたといいますか、形になってますので、従来の基金の趣旨とか経過を生かしたまま、今回今まで運用してきたことになっています。

そうしますと、状況が変わったりとか市が重点事業として打ち出すものとか、あるいは今一番、市として推したいものとか、そういう事業がなかなかダイレクトに反映しにくいという事業組立てになっているものですから、今後第二弾としまして、今回の運用上の整理をした上で、改めて今後、総合計画ですとか総合戦略、そちらの見直しも今やっているところもございます。

あとまた市長のほうからもありますように、市として行財政改革を含めて、また稼ぐということもございますので、そういう視点でどういう事業をめり張りをつけて打ち出していくかというところは、改めて検討しなければいけないと思っていますので、それにつきましては、市が打ち出していく方向性をより明確にした事業立てをこれからしていきながら、PRをできるような、そういう取組にしていきたいなというふうに考えております。

ただそのために、事業立ての条例改正も今後また必要となってくるかと思いますので、その辺は改めて組立てを行った上で、御提案をしていきたいなというふうに考えております。

あと市の体制でございますけれども、基本的には今、企画課のほうで、課長、係長、担当ということで、直接担当は1名で今、担当している状況でございます。今後、今のその1名を中心に委託の事業者等と、まずアドバイスをいただきながら様々な取組を進めているところでございますけれども、この辺につきましては、少し新年度に入りました既存のメンバーも含めて、少しふるさと納税については取組を強化をするような検討をしていきたいなというふうに考えております。

今後の方向性でございますけれども、また来年度予算ですとか、様々な部分がちょっと絡

んできますので、全て詳しくというわけにはいかないんですけれども、ちょっと一つポイント制については今ちょっと国のほうでも規制に入る準備をしておりますので、なかなかポイント制に乗つかっていくというのは、今厳しいかなというところがございます。

あともう1点、どうしても既存の商品だけで勝負をしてる状態ですと、なかなかその下田の事業者が中小の事業者が多いということで、生産量ですか在庫量ですか、そういったところでなかなか大きく伸ばしにくいところもございます。今いろいろ御提案としては、そもそも事業所をつくってしまえとか、工場をつくれないかとか、そういうぐらいの勢いある話をちょっとしていかないと、下田の生産量からいくと厳しいところもございますので、今後、今取引をしている委託業者も含めまして、アドバイスをいただける状況をつくるですか、あるいは場合によってはよりよい業者との契約ということもあると思いますので、そういったものも思い切って改革といいますか、進めていくことも視野に入れながら、少し強化を図っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦）ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信）この改正の意味が、何のために改正するのかというのがよく分からない。ですから今、岡崎議員が言ったように、ふるさと納税をいっぱい寄附してもらうための改正ではないということは見てとれるんですけども、そうしますと寄附については、既に一般的な寄附を受け付けるところがあって、その人たちは教育資金に使ってくださいとか、あるいは福祉のために使ってくださいという、ふるさと納税とは関係のない一般の9の口座がありますよと、そういうことを言われたと思うんですが、それにこのふるさと納税を併せて9項目に分けたと。

そうしますとそれは、ふるさと納税をする人たちは、下田市のこういうものに使ってくださいよという選択ができるという、こういう形であったかと思うんです。しかしそれは4億円として、9口座あればそれは9で割れば、口座の基金は少なくなるので、使い勝手が悪くなると。したがって、それを4億円なら4億円全体を使えるようにするんだと、こういう意味なのかと思いますけれども、その一方では、審査会を設けて、その使い方を一本化したものから決めていくんだと、非常に曖昧な説明で、よく分からぬというのが自分の感想なんですね。

そうだとすれば、このふるさと納税については、使途の限定がない下田市の事業に活用さ

せていただくものだと、こういう規定にしてしまったらどうかと。この会計簿のほうは、それぞれ福祉のまちづくりに使うとか、教育資金に使うとかというのは区分を設けているんですけれども、審議会を設けて集まった全体のお金は、審議会は市の職員なのかどうなのか知りませんけれども、内部審議をして問題がなければ、教育資金に使えと言っていたものもほかの資金に使う、ふるさと納税の部分について使うことができるような仕組みにしようとしているのかと、こういう具合に理解をするわけですけれども、何のためにこの制度をするのかということを、もう一度説明をいただきたいと。

僕の理解ですと、そうだとすれば、使用の限定がないふるさと納税として、下田市の発展のために寄附していただくんですよと、こういう説明のほうが分かりやすくなるのかと、こういう具合に思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 今回の改正の大きな趣旨とすると二つございます。一つは、基金の活用のほうを少し幅を広げたいということが一つ。そしてもう一つは、基金の管理に係る事務を簡素化したいというところがございまして、大きく二つ考えております。

一つ目の使途を広げたいというところは、先ほどの岡崎議員のお話とちょっと変わるもので、今まで既存の基金条例を使用してきた関係で、例えばなんですかとも、緑の基金という基金がございまして、これは上水道水源地域の森林保護ということの元の目的を持った基金を、ふるさと応援基金も入れられるという形に今している状態なんですかとも、これについて下田市とすると、もちろん上水道水源地域の森林保護というのも重要なことですけれども、もう少しそれについては市内全域、今、市内全域の森林が問題になっていますので、例えばそういうことで市内全域の森林整備に使う。

そういうようなことで、従来の基金の目的よりもう少し広い形で有効に活用できないかということで、今回、ふるさと応援基金に一元化をし、ふるさと応援基金としての管理を行っていきたいというところでございます。

寄附者の意思につきましては、従来どおり、従来も寄附者の意思を生かす形で基金管理をしていたところでございますけれども、もう一つの事務の簡素化という部分では、どうしても一般会計で一度受けて、各基金にそれぞれ振り分けをして、それぞれの基金から充当する、そういう手続が毎年毎年必要だったですから、ふるさと応援基金についてはあくまでも財布を一つにして、ふるさと応援基金として受けた寄附については一つの財布の中でお金を管理していきたい。ただその中で寄附者の意思については、できる限り反映させたいという

ことで、帳簿として基金の中の管理をしていく、そういう形を想定しているところでございます。

それで今回設置します運用委員会につきましては、あくまでも集まった基金、寄附者の意思に基づいていただいた一つの事業の中から、今年度幾らを使うべきかとか、この事業については充てるのが適當か、そういうような検討する委員会として捉えていますので、極端に事業の中を大きく動かすとか、何かに偏って使うとか、そういうことは当然なく、ある程度、寄附者の意思に沿った中で、毎年度の財政の計画とか予算等の中で適切な運用活用をしていきたいということの検討をする委員会というふうに、捉えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、うちの委員会の議案になりますけれども、ちょっと恐縮ですけれども教えてください。

ふるさと応援基金以外のその他特定目的基金がありますけれども、現在、恐らく特定目的基金を創設したときの原資とふるさと納税でいただいた寄附金とは別に管理されているかと思いますけれども、今回一つの口座になったということで、ふるさと納税でいただいた寄附金だけをふるさと応援基金に積んで、その他特定目的基金の基金残高、それはそのまま残るという考え方でよろしいですか。

それと今度、来年度以降はこの特定目的基金については、一般寄附の部分しかなくなるというような認識でよろしいのか、そこだけ教えてください。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 当然ながら、既存の基金については今後も存続をさせていきます。

そちらの基金については、市内の方からの寄附ですか、あるいはふるさと納税によらない寄附については、従来の基金を活用していくということで存続をさせていきたいというふうに考えております。

基本的に今の残高につきましては、基金の中で、それぞれの基金で管理をしていきながら、それはそれで必要な充当をしていきながら、改めて4月以降は一括しますので、ふるさと応援基金からの事業充当ということで進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、ということは、ふるさと応援基金のほうに積むのは、令和6年度末残高のその寄附でいただいたものを、全てふるさと応援基金に合算するという認識でよろしいですか。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 現在積立ての運用としましては、令和7年度においていただいたふるさと応援基金につきましてのみ、そういった運用させていただくという形になりますので、令和6年度にいただいたふるさと応援基金につきましては、従前の積立ての仕方でやる方向で検討してございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第24号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第24号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議題24号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿の18ページをお願いいたします。

議第24号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次の19ページのとおり制定するものでございます。内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございます。国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置を踏まえ、所要の改正を行うためとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の22ページをお願いいたします。

まず今回の改正の経緯でございますが、第1項改正の経緯、こちらにあるとおり、令和6年8月に人事院勧告が行った公務員人事管理に関する報告において、国家公務員に係る仕事と生活の両立支援の拡充として、次に掲げる措置、1番として、超過勤務の免除の対象となるこの範囲の拡大。2として、この看護休暇等の見直し。3として、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備、の三つの措置が示されたところでございます。今回条例の対象となるのは、1と3となるものでございます。

続いて、第2項の改正の内容でございます。1番、超過勤務の免除の見直し。対象となる職員の範囲を、小学校就学前の始期に達するまでの子供に拡大すること。2として介護離職の防止、このための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等ということになります。そちらについては①として、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知と意向の確認。②として、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供。それから③として、職場環境の整備となるものでございます。

続いて23ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。下線部が今回の改正となるものでございます。

第1条は、下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第8条の2第2項の改正は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関して、対象となる職員を3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員というふうに拡大するものでございます。同条第4項の改正は、第15条の3の追加に伴い、配偶者それから父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者を配偶者等と規定するというものでございます。3歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に改めるのは、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務手当の制限に対する読み替規定に関するものとなってございます。

第15条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意思確認等に関する規定を追加するものでございます。第1項、任命権者は、職員が配偶者等の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、職員に対して、介護と仕事の両立の支援制度等の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度の請求に係る職員の意向を確認するため、面談その他の措置を講じなければならない、とするものでございます。任命権者は職員に対し、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければなら

ない、と定めるものでございます。

第15条の4は、勤務時間ごめんなさい、勤務環境の整備に関する措置に関する規定を追加するもので、任命権者は介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるよう、次に掲げる措置を講じなければならない、とすることで、第1号で職員に対する介護両立支援制度に関する研修の実施、第2号で介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、第3号としてその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を定めるものでございます。

第2条は下田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第14条第3項の改正は、部分休業の承認に関する条例で、介護するための時間を定義する育児休業・介護休業等、育児または家族の介護を行う労働者の福祉に関する条例の改正に伴い、第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に改めるものでございます。

議案件名簿の20ページのほうにお戻りください。

最後に附則で、第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。第2項は、この条例の施行の日以降の日を時間外勤務制限の開始日とする改正後の下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求を行おうとするときは、施行前の日においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるという経過措置でございます。

以上、雑駁な説明ですが、議第24号 下田市職員の勤務時間休暇に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 提案理由として、国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置を踏まえということですが、国家公務員の条件等全てこれ同じになっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 主に上げているこの3点につきましては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備、こちらについては同様でございます。

こちらにつきましては、総務省自治行政局公務員課というところから県を通してこちらの

ほうの制度にのっとるようにという要請が来ているもので、こちらのほうに準じたものを今回、条例改正とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第25号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第25号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは続きまして、議第25号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについての御説明を申し上げます。

議案件名簿の21ページをお願いいたします。

議第25号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を、次の22ページの内容のとおり制定するもので、内容につきましては後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、都市計画アドバイザーを追加するためとするものでございます。

それでは条例の改正内容につきまして、議案説明資料の26ページをお願いいたします。

本条例の改正前、改正後の新旧対照表で、下線部分が今回の改正となるものでございます。別表、基幹集落センター館長の項の次に都市計画アドバイザーワーク2万円を加えるもので、こちらについては地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、専門的な知識・経験または識見を有する者が、当該知識・経験または識見に基づき助言等を行う職として、都市計画アドバイザーの委員報酬を定めるものでございます。

議案件名簿の22ページにお戻りいただいて、最後に附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上雑駁な説明ですが、議第25号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 都市計画アドバイザーが、なぜこの特別非常勤として必要なのかということをお尋ねをしたいと思います。

都市計画を進めていく上でアドバイザーは必要かと思いますが、どういう、この日額で想定されておりますが、アドバイスを受けるというようなことになりますと、1日だけで都市計画のアドバイスを受けて、これが実現されていくというようなことは、私はあり得ないだろうと思うんです。

ですから、むしろこの稲梓のこの集落センターの館長というよう職とは違う性格を持っているアドバイザーという職だと思うわけです。そうすれば、やはりここの形での講習とか等々ではなくて、他の対応にすべきだろうというような思いもありますので、どういうわけでこの費用弁償のところにアドバイザーを位置づけるのかということと、実際にこのアドバイザーは変わらない人が、1年なり2年なりずっとそのアドバイスの地位というんでしょうか、そういうものを得る職になるのか。

あるいは、頼んだときだけアドバイスをいただくというような、こういう使い方といふでしようか、アドバイスを受けるような形になるのかお尋ねをしたいと思うわけです。具体的に言いますと、既に下田の清掃事務所が、一部事務組合の清掃事務所とするという形を進めていますと、都市計画決定の変更等あるいは新たに・・・をするというような事情が出てこようかと思うわけですが、こういう具体的な実例に対して、この都市計画アドバイザーという方は、どのような役割を果たしていただけるのか、いただけないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） まず、例えば今たまたまおっしゃった基幹集落センターの館長と同じではないんだろうと、それはそのとおりでございます。地方公務員法の第3条第3項第3号に基づき任用するということで、こちらについてはこの3号の規定を読み上げますと、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職というふうになってございます。

こちらについては括弧書きとして、専門的な知識・経験または識見を有する者がつく職であって、当該知識・経験または識見に基づいて助言や調査診断その他を行うものというふうになってございます。ですから館長も特別職非常勤になるんですけれども、こちらは別の意味で、こちらのほうの適用によるアドバイザーというふうに御理解願えればというものですございます。

運用については1人かというお話ですけれども、想定としては1人というふうに想定はしてございます。

あと、内容につきましては建設課のほうから御説明いたします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 都市計画アドバイザーということで、一番関連が多くなるのは建設課だと思いますので、建設課のほうで内容を答弁させていただきます。

一番想定されてくるのが、今進めている伊豆縦貫道関連の発生土活用地におきましては、様々な、都市計画以外にも法令的な部分が関連すると思いますので、そういった事業計画を進めるに当たっては、今、市役所職員の中では、ちょっと法令に弱いところもありますので、そういう方のアドバイスを受けながら計画を進めていきたい。

また加えて、TOKA I-Oが来年度で終了するという中、新たな耐震化をというのを目指しているところですが、そういった中でもそういった都市計画分の知見を要することがあるかと思います。そういうときにまたアドバイスをいただきたい。

あと下田の港町ゾーンの活性化に関しましては、様々な中でクルーズ船の誘致だとか、そういったマリーナの整備だとか、そういうのが昨今話題に挙げられているところでござります。そういうときにも市が関連することが出てくると思いますので、そういったときにも、都市計画関連等々の法の知見を持った方からアドバイスをいただき、市が役割する部分、はたまた国がやる部分、県がやる部分についてそういったアドバイスをいただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 都市計画の、たしか審議委員ですか、伊藤先生という方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、そういう先生とこのアドバイザーの関係というのはどうなるのかと。既にそういう審議会の委員の先生がいるのではないのか。

具体的にアドバイスをいただくということになると、どこのどういう先生に想定をしてい

るのかということを、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 今おっしゃった伊藤先生につきましては、審議会の会長をやられていて、今回アドバイザーに市としてアドバイスをもらいたいのは、そういった審議会を開催する上での手順だとか方法、そういった中身の確認といったアドバイスをもらいたい、あくまで審議する側ではなくて、こっちの事務局サイドにこうして開けとか、こういった手順で開催しろだとか、書類の中身のチェック、そういったもののアドバイスを専門的な知識でもらいたいということでございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そういう職だとしたら、日額で雇うなんてことではなくて、1か月単位とか、あるいは6か月、1年単位で雇うとかという、こういう雇用形態になるんじゃないかなと思うんですけれども、どういうわけで日額で雇わなければならないんでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） こちらは費用のことですので、私の方から答弁させていただきます。

まず日額2万円は何かというお話でございます。実は各町にもアドバイザーという方がいらっしゃいまして、近隣を見たりしながらこの金額というのは決めていったわけなんですけれども、大体、近くだと南伊豆町に調整アドバイザーという方がいらっしゃいます。こちらについても2万円。あとそれから特定任期付職員という制度がございまして、こちらのほうの大体2級ぐらいを20分の1ぐらいで割ると大体2万円になるというところを根拠に、2万円というふうに決めさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ちょっと教えてください。今、説明の中で都市計画アドバイザーという名称ですが、建設課長の説明だと、分野なり内容はいろいろ多岐にわたってるような説明もありましたけれども、この方に頼むときに、費用としては事あるごとに日額ということでの計算でしょうけれど、1人の方にある面、契約はどういうふうになるのか分かりませんが、年契約として、ただ実働として日額払いながら、その1人の方に頼っていくのか、それとも事あるごとに、事の内容によって、アドバイザーが多数の方に、今回はこの方に聞きたい、

今回はこの方に聞きたいというようなことでやられるのか、どういうやり方かちょっとそれだけ教えてください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） こちらにつきましては、1年間を1人の方でという想定をしてございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、これも総務文教委員会に付託される案件だと思いますけれども、ちょっとお伺いします。

恐らく土木費での予算計上をされる話になろうかと思いますけれども、新年度予算を確認していくなくて申し訳ないんですけども、お幾らぐらいを想定されているのか。またこの都市計画アドバイザー、既に委嘱される方を想定されていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） まず想定される科目は都市計画の科目、建設課の中の都市計画の総務費です。

それで10日を想定していまして、20万円掛ける12か月で、たしか年間240万円、年間計上しております。

想定している方はいますけれども、今この場では、ちょっとまだ申し上げられる時期ではない。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） もし委員会のほうでお伺いできればお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） また総務委員文教委員会ということで、この都市計画アドバイザーに関する要綱だったり要領、また規則、別建てであるようでしたら、委員会のほうに提示をいただければと思います。

後は、1年間で1人ということで、これから先下田市に都市計画というのはずっと必要なものとなってくると思いますが、人は変わるとしても、これはもう常に常設で、この先ずっと設置されていくものかどうか。

また年度によっては2人だったり、複数になるような要綱等になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 建設課長といたしますと、最初の答弁でもありましたが、様々な都市計画に関連する事業が、めじろ押しと言ったら何ですけれども今後控えておりますので、残念ながら都市計画にちょっと専門的な職員がおりませんので、あくまでも私の建設課長としての立場としましては、そういったアドバイザーは常に置いていただきたい。

ただ代わりに、かなり職員募集の中ではそういった方を正直募集しているけれども、来ない状況もあります。そういう職員募集の中で、そういう方が入所してくれれば、それが一番よろしいことではないかとは思っている、私の考察です。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） そうしますと、これ今回の議会を通って、それで正式に決まる。それで正式に決まった場合には、議会のほうにどなたがなりましたよというような、ほかの何かの委員みたいな形で議会に報告なり承認なり、そういう手続があるのか。あるいは特段そういった議会に対する報告もなく、ずっとそのままいくのか、そこら辺を教えてください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 何かすっと行くのかというと大変恐縮なところではございますが、今回もいわゆる人事案件ではございませんので、この後に議会に御承認とかそういった手続はなかろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。

2時10分まで休憩します。

午後 1 時59分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じる前に、皆様にお願いがございます。

本日 3月11日は東日本大震災から14年目となります。地震が発生いたしました14時46分に黙とうをささげたいと思いますので、その少し前に議事を止めさせていただきますので、御協力をお願ひいたします。

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第26号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第26号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、議第26号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、こちらの御説明を申し上げます。

議案件名簿の23ページ、こちらをお願いいたします。

議第26号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次の24ページのとおり制定するものでございます。内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院勧告を勘案し、所要の改正を行うためとするものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の27ページをお願いいたします。

初めに、今回の人事院勧告及び全体の条例改正の概要について御説明申し上げます。まず令和6年人事院勧告の概要でございます。こちらにつきましては人事院が昨年8月8日に、国会及び内閣に対し人事院勧告を行いました。そのうち令和7年4月の実施分として、扶養手当の見直し、こちらは配偶者に係る手当を廃止、子供に係る手当を増額するというものでございます。

もう一つが地域手当の見直し、都道府県単位にて級地を5段階に削減した上で、最新の民間賃金を反映したものとなることで異動保障を年間延長するというものでございます。

続きまして、通勤手当の見直し。支給限度額を月15万円に引き上げ、この範囲内で特急料金も全額支給、新幹線通勤等の要件も緩和したというものです。

その他の手当の見直しとして、管理職員、管理職の職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間の拡大、再任用職員の手当の拡大をするものとなってございます。

続いて、本市の条例の改正でございます。こちらにつきましては人事院勧告に伴う本市の条例改正といたしまして、扶養手当、地域手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、再任用職員の住宅手当につきまして、人事院勧告を勘案し次のとおり改正を行うというものでございます。

扶養手当については、令和8年以降、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を現行1万円から1万3,000円に引き上げるもの、なお令和7年度は経過措置として配偶者に係る手当を3,000円、子に係る手当を1万1,500円とするものでございます。

地域手当につきましては、市内に勤務する職員の支給割合について現行0%であるものを2%とするものでございます。なお、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬に2%を乗じた額を支給するというものでございます。

通勤手当につきましては、限度額を現行5万5,000円から15万円に引き上げるとともに、併せて新幹線等にかかる通勤手当の支給を可能とするというものでございます。

管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大し、現行午前零時から午前5時であるものを、午後10時から午前5時までとするものでございます。

再任用職員の手当支給拡大については、住居手当の支給を可能とするというものでございます。

いずれも施行期日は令和7年4月1日とするものでございます。

続いて10ページ、28ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。下線箇所が今回の改正となるものでございます。

まず第1条、下田市職員の給与に関する条例の一部改正で、8条の見出しの改正は、9条を削除するということに伴い、共通見出しを見出しとして付し直すもの。第8条第2項の改正は、扶養手当の支給対象となる扶養親族について、第1号の配偶者を削除し、2号から6号を1号ずつ繰り上げるもの。同条第3項の改正は、扶養手当の月額について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を現行1万円から1万3,000円に引き上げるもの。同4項は

条文の整備。同条第5項を追加し、第9条第1項から第4項を削除するのは、国家公務員の改正に準じて、第9条で定められている扶養親族の数の変更に伴う支給額の改正、その他の扶養手当の支給に関し、必要な事項を規則で定めるものとするものでございます。

第9条の2の改正は地域手当に関するもので、第1号は市内に勤務する職員の地域手当について、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の2を乗じて得た額と定めるものでございます。第2号は従前のとおり、人事交流等により市外に勤務する者の地域手当について定めたものでございます。

第10条第2項の改正は、通勤手当に関するもので、同条第5項に通勤手当の上限を定めるため、第1号及び第3号の上限額に関する規定を削除するものでございます。同条第3項の追加は、新幹線等に係る通勤手当の支給に関する規定を追加するもので、移動等により遠方に勤務することとなった職員が、移動前の住居から通勤するため新幹線等を利用した場合、特別料金等は支給できるというものでございます。同条第4項の追加は、第3項の規定について新たに職員となった者について準用するためのもの。同条第5項の追加は、通勤手当の上限に関するもので、月額を15万円とするものでございます。

管理職特別勤務手当第17条の3の改定は、管理職員特別勤務手当に関するもの。第1項の改正は文言の整理。第2項の改正は、平日深夜に係る支給対象時間帯を午前零時から午前5時を、午後10時から午前5時へ拡大するもの。第3項については条文の整理。23条の2の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対する適用除外について規定したもので、9条の3を削除するのは、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当の支給を可能とするというものでございます。

第2条は、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第2条の改正は、会計年度任用職員の給与等の種類に関するもので、フルタイム会計年度任用職員に対して、地域手当を支給することを可能とするもの。第8条第2項の改定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、報酬の基本額に地域手当の支給率を乗じたものとするという規定を追加するもので、これに伴い2項から4項を繰り下げるもの。

第3条は、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第2条第3項の改正は、給与の種類に地域手当を追加するもの。第4条第2項の改定は、扶養手当の支給対象となる扶養親族について、1号の配偶者を削除し、2号から5号を1号ずつ繰り上げるもの。第4条の2の改正は、職員に地域手当を支給するためのもの。第9条の2第2項の改正は、管理職員特別勤務手当に関するもので、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するためのもの

ので、午前零時から午前5時とするとしているものを、午後10時から午前5時に改めるものでございます。第12条第2項の改正は、第4条第2項第1号の配偶者を削除したことにより、配偶者の定義を改めて規定したものとなります。第15条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対する適用除外について規定したもので、第4条の3を削除するのは、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給することが可能とするためのものでございます。

議案件名簿にお戻りいただきまして26ページ、最後に附則で、附則の第1項は施行期日で、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は、下田市職員の給与に関する条例の経過措置を定めたもので、令和8年3月31日までの間、扶養手当について、配偶者に係る手当を3,000円、子に係る手当を1万1,500円とするもの。

第3項は、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置を定めるもので、令和8年3月31日までの間の扶養手当について、配偶者の支給等を対象とするというものでございます。

第4項は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正で、附則第3条第1項及び第6項中、附則第9条第2項を附則第9条第六項に改めるのは、国の給与法改正附則第20条により、暫定再任用職員の定義規定の改正によるものでございます。同条7項、こちらの第8条、第9条及び第9条の3を第8条及び第9条に改めるのは、定年前再任用短時間職員に対する住居手当、こちらを支給されるためでございます。

第5項は、地方公務員等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正で、附則第2条中、第4条及び第4条の3を及び第4条に改めるのは、企業職員の定年前再任用短時間職員に住居手当を支給するため。同じく附則第4条中附則第9条第3項を附則第9条第2項に改めるのは、国の給与法改正附則第20条による条ずれを改めるもの。附則第5条中附則第9条第2項を附則第9条第6項に改めるのは、国の給与法改正附則第20条により、暫定再任用職員の定義規定の改正によるものとするものでございます。

以上雑駁な説明でございますが、議第26号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 委員会のほうで詳細については質問させていただきますが、少し大きな観点で、何点か質問させていただきたいと思います。

まず今回の人事院勧告につきましては、国家公務員の給与等に関する勧告ということで、地域の実情等に応じて適切に準用というか改正するといった目的があり、また国の通知もあったものかと思われます。

今回の改正の中で少し気になる点が、説明資料の30ページから33ページにかけての通勤手当の部分でございます。国家公務員につきましては、公署というものが各地域にあるという観点で、今回このような通勤手当の支給の見直しが民間企業の現状に合わせて改定されたものと思われます。

都道府県、また特に市町村については、公署と言われるものがある一定の地域に限られている中で、今回の見直しをされるというところでございますが、こういった増額した分の通勤手当の額については、何か交付税等で措置がされるのか、特別な財源があるのか、教えていただきたいと思います。

また基礎自治体ということで、災害等の観点から、なるべく職員の方は当該自治体、また近隣に住んでいいいただきたいという思いが、特に住民の方にはあるかと思いますが、一方で居住の自由といった異動の自由、居住の自由という中で、下田市の方針として職員さんにはどういった居住のほうを現在推奨というか、されているのか教えていただきたいということが2点目でございます。

また、今回の通勤手当の見直しについては、異動だけだったものが育児介護等の事情により転居した職員さん、新たに採用された方の職員さんというこの二つも大きく変更されてるのかなと思います。ちょっと私の中でこの新旧対照表を読む中で、育児介護等の事情により転居した職員にもこの規定が適用されるという条文が、ちょっと読み取れませんでしたので、どの部分がそれに当たるか教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） では私のほうからは、交付税の措置について答弁させていただきます。

基本的に普通交付税の算定につきましては、下田市の職員が何人いるといった数値はございません。基本的に人口に応じて、人口と下田市の等級地等におきまして、同級他団体、おおむね人口に応じて職員数は何人いるはずだという形での積算となりますので、実際の給与改定によって幾らというわけではございませんが、交付税全体としましては、ある一定の数

字の財源措置はしていると。国レベルで言いますと、給与改定分として0.8兆円、そして給与改善費として0.2兆円を計上という形になってございます。

ただし、これによって下田市が実際に交付税で人件費分、どれだけプラスで来るというのは、計算のほうはできないという形になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） それではまずは私のほうから、基礎的自治体として職員の居住について、どういったものを推奨しているのかというところでございますけれども、基本的にはもう、先ほど江田議員もおっしゃったように、憲法22条でしたか、居住移転、職業選択、こちらのほうについてはもうこの自由を有するということになっております。

こちらについては下田市としても、だから行くなとか、外へ出ないで、防災の観点から見れば確かにすぐに来ていただける職員が多いということはそれがあるべき姿かもしれないですが、どちらの憲法のほうがありますので、私たちのほうとしてはここを何ら、こつちに来なさいというような推奨はしていないというところでございます。

それで申し訳ありません、もう一つのほうのどこに適用するのかについては、また委員会のほうで御報告させていただくということでよろしいでしょうか。すみません。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 地域手当についてもう少し詳しく説明してほしいと思うんですが、1項2項の2項のほうに、どこか別のところに住む場合にプラスアルファの調整をするというのはよく分かるんですけども、1項のほうで一律100分の2つけるというところの意味がよく分からないので、そこを説明していただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 結局、下田市に勤務、下田市の職員ですから下田市に勤務する、こちらのほうについて2%、それで今まで市内の職員ですけれども、県とかそれから一部事務組合、静岡のほうにある広域連合とかに行っている職員等いろいろあろうかと思いますけれども、そういったものは既にその場所場所の地域手当、昔は結局、今は5段階になりましたという御説明を申し上げましたけれども、その前というのは各市町村ごとに決まっていた地域手当がありまして、それについてその派遣された職員が、そこについての地域手当を受け取っていたというところでございます。

2%は今回下田市、これは静岡県内全てですけれども、2%の地域手当が支給されるというところでございます。

○議長（中村 敦） 3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） すみません、私の理解がまだ及んでいないんだと思うんですけれども、人事交流などで来た場合に上乗せがあるというのはそれよく分かるんですけれども、この1で市内で勤務する職員全てが100分の2上乗せすると読めるんですけれども、そういうことですよね、ここに書いてあることは。人事交流とかで来た人だけではなくて。

それで皆さんここで働いていて、今まで第9条の2で特に指定のなかったものが、今回そこで全員につくというのは、ちょっと意味が分からぬんすけれども、もうちょっと説明していただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 人事院の勧告によりまして、今まで下田市に勤務する職員に対して0%だったものが、静岡県に地域手当が全員2%つくということになりましたので、それによって下田市の職員も2%を受け取るということで。

すみません、それではもう一つ付け加えさせていただければ、今まで市町村単位でしたよとかというのは、もう県単位、都道府県単位で5段階で、こちらについては支給がされるということになります。ちょっと他県のところをよく見ていないもので、もしかしたら0%のままというところもあるかと思いますけれども、静岡県内は2%になるというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） また委員会のほうで議論、説明していただければと思いますけれども、まだ腑に落ちません。国の人事院の勧告のほうでやっているということであるならば、私は人里院何やってんだと言いたいんですけども、とにかくこのままで結構でございます。ありがとうございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） すみません、本当に説明が悪くて大変恐縮するところでございます。委員会の中ではまたやり取りの中で、至らない説明等は補っていけたらと思います。

それではまず一つだけ、今回、地域手当というものは何かというお話を、ちょっとだけさせていただきたいと思います。

地域の民間の賃金水準をより的確に反映するため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給する手当、こちらが地域手当になるというところでございます。こちらについては先ほども申し上げましたけれども、1級地で20%、5級地で4%、人勧でいけば今後また、今は2%ですけれども、最終的には4%まで上げていくということになろうかと思います。

ただ、その4%につきましては、どういうふうに上げていくかというのが今のところまだ示されていませんので、今回は今、決められている2%分を上げるというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、大変恐縮ですけれども、今まで説明があったんだろうけれども、すみませんちょっと混乱しちゃってよく分からんのですけれども、再任用職員の暫定再任用職員と定年前再任用短時間勤務職員、すみませんちょっとこの辺の御説明をいただけたらと思いますけれども。恐縮です、すみません。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今、非常に、60歳定年だったものが65歳に引き上げられるという、非常に過渡期に今なってございます。

まず暫定というのは、既にもう定年は過ぎているんだけれども、65歳に達していない再任用職員、こちらのほうを指しているというふうに御理解願えればと思います。

それで、定年前というものがつくこちらでございます。実際には65歳を過ぎても、例えば私の学年でいえば62歳まで勤められるというものでございます。ですが、フルタイムでやらずに短時間が良いという人間がいた場合に、この定年前の暫定で短時間でというこの要件が出てくる、こういった名前になるということでございます。

その辺でいきますと、暫定の再任用にはフルタイムと短時間と両方あるけれども、この定年前の暫定のほうには短時間職員しかないのだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、理解がなかなか難しいんですけども、そうしますと、定年前再任用短時間勤務職員にはフルタイムはないという認識で、その人たちとは通常の一般職

という認識でよかったです。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） そういうことであると思っています。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第27号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第27号 下田市景観まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（平井孝一） それでは、議第27号 下田市景観まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市景観まちづくり基金条例の一部を、次の29ページのとおり制定するもので、提案理由は、下田市景観まちづくり基金を有効活用し、景観まちづくりを促進するためでございます。

口頭により、補足説明いたします。この基金につきましては、景観まちづくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的な支援、または財政的な支援を行うことができるとされておりまして、これまで下田登録まち遺産や、歴史的風致形成建造物の建物修繕や維持管理、身近な景観まちづくり協定要領に規定する団体の活動に対する助成金の財源として、こちらは民間の所有者や団体に対する支援に限られていたところでございます。

こうした中、現在、令和5年度末の基金残高は6,582万7,000円、令和6年度残高見込みは7,804万3,000円となっております。こうしたことからこの財源を、市が事業主体となる景観推進関連事業にも充て、より良好な景観形成を進めることを目的に、改正するものでございます。

それでは説明資料にて、条例改正内容を説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の40ページをお開きください。

本条例改正に伴う新旧対照表でございます。左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回の改正箇所で、第1条中第14条の規定による財政的な支援の財源に充てるためを、第1条の目的を達成するために行う事業の財源に充てるために改めるものでございます。

なお、本条例の改正により、令和7年度当初予算案において、民間所有者等に対する景観まちづくり基金助成金に加え、市が事業者となる道路修景舗装工事、景観パンフレット作成、景観計画に関するガイドライン作成業務等にも充当する予定となっております。

お手数ですが、議議件名簿の29ページにお戻りください。

最後に附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第27号 下田市景観まちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

この後、黙禱がございますので、ここで一度、議事を止めたいと思います。

恐れ入りますが、御起立をお願いします。

〔黙禱〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

御協力ありがとうございました。

それでは、当局の説明は終わっておりますので、本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 令和7年度におきましては、道路修景等に充当するということでございましたが、既にアスファルト舗装をコンクリート舗装にしているところがあろうかと思うんですが、この修景事業がどういう具合に評価されてるのか、あるいは皆さんが評価しているのか、お尋ねをしたいと思うわけです。私はコンクリート舗装にしたところで、どれだけのこの修景が良くなつたということになるのかなど、こんな疑問も感じておりますので、皆さんの評価の内容を知りたいと。

それからこの下田のまち遺産等々を考えますと、民間の人たちは恐らく、今の状態の補助金とか支援のお金ではなかなか事業に着手できないという実態にむしろあるのではないかと。ほとんどこの下田の遺産と言われるものが、この費用を使って改修をされるという実績がどうあるのかと。むしろ使い勝手が悪くて使っていないというのが実態ではないかと。

そうだとすれば、自らやる市が行う事業のほうにこの基金を回せるという仕組みにするのではなくて、民間の人たちがもっと使いやすい方向に改めていくべきことが、方向づけの正しい方向ではないかというような思いがするわけです。どのようなお考えでこの条例を提出されているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 補裝修景に関しましては、国の補助のまちなみ環境整備事業を使い、マイマイ通りからこういった歴史的建造物のある雑忠さんとか、あけぼのとかつくつた公園、あの通りを通ってペリーロードにつなぐというコンセプトを持った石畳風の道路でござります。そこにつきましては、皆さんの価値観とか評価が違うところはございますが、そういう町並みと調和を合わせた舗装であると、私は考えております。

それで実績なんですけれども、こちらの助成金につきましては、単年度ではなく2年度、3年度と続けてやれる特性もございます。令和3年度におきましては4件、令和4年度におきましては同じく4件、令和5年度につきましては1件、令和6年についても1件と、活用してそれぞれの改修や修繕を行い、中にはそれにお客さんを呼び込んでいる施設もございます。

そういう意味では民間と一緒にになって、公共の通り等もきれいにすることにより、より一層な景観推進につながると考えております。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 民間で令和3年度4件、令和6年度は1件それぞれ使ってきましたという報告ですが、そうしますとこの基金は十分に余っているという、こういう解釈で考えているんでしょうか。余っているので・・使えるような形態にしたいんだと、こういうお考えなんでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 民間さんのこういった歴史建造物の修繕等と併せて、公共事業にも有効に生かして、町並みをさらなる景観形成に努めていきたいという趣旨でございます。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩します。

3時5分まで休憩します。

午後2時52分休憩

午後3時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第28号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第28号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、議第28号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが議案件名簿の30ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙31ページから33ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは条例の内容について、議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の41ページをお開きください。

説明資料①となります。今回の改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、当該施設等の設備及び運営に関する基準等が改正されたため、下田市では、当該基準の規定に従って、あるいはこれを参考として条例を定めているため、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

ものです。

次に改正の内容でございますが、一つ目として、連携施設の経過措置を5年間延長するもので、経過措置の期限を、設備運営基準の施行日から起算して15年を経過する日とするものでございます。こちらは、当該事業者は2歳までの保育となるため、3歳からとなる卒園後の受皿として、優先的に入所できる枠を、認定こども園、幼稚園等となる連携施設を確保すべき期限、こちらが令和7年3月31において施行日より10年が経過するため、今回の改正により5年間延長されたものです。

二つ目として、保育内容支援に係る連携施設の見直しをするもので、アとして、市長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、次の（ア）（イ）の要件を全て満たすと認めるときには、確保しないことができるることとする緩和措置を定めるものです。まず（ア）は家庭的保育事業、利用定員が5人以下となります、こちらの事業者等と連携協力をを行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。（イ）は連携協力をを行うものの、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとするものです。

次に、（イ）として（ア）の場合において、家庭的保育事業者等とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型、めくっていただきまして42ページをお願いします、または事業所内保育事業を行うものを、保育内容支援に係る連携協力をを行うものとして、適切に確保しなければならないとするものです。

こちらは、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等は、利用定員が6人から19人以下となる小規模保育事業A型等と、合同保育であったり園庭開放、給食など、集団保育を体験させるための機会の設定や保育の適切な提供に必要な相談、助言など、保育内容に関する支援が得られる場合は、連携施設を確保しないことができるとするものです。

三つ目として、代替保育に係る連携施設の見直しをするもので、代替保育とは、職員の病気・休暇等により保育を提供することが一時的に困難な場合等に、連携施設を運営する者が代わって保育を提供することとなります、こちらの代替保育に係る連携協力をを行う者を適切に確保した場合には、連携施設を確保しないことができるとした緩和措置を定めるものです。

一方、市長は、連携協力をを行う者の確保の促進のために必要な措置を講じても、なお、当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととができるとすることを定めるものです。

続きまして43ページをお開きください。

説明資料②となります。今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所となります。

初めに第1条として、下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正より御説明申し上げます。

第37条第1項中第42条第3項第1号を、第42条第3項に改めるもの。次に第42条第1項中の第5項を第7項に改め、めくっていただきまして44ページをお願いします、同項第1号中を行うを、（次項において「保育内容支援」という。）を実施する、に改めるもの。同条2第2項及び第3項として加えるもので、先ほど御説明しました特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合の緩和措置を定めるものです。

第4項は第2項を改め、代替保育の提供に関し、全てを満たすと認めるを、いずれかを満たすに改め、前項第2号を第1項第2号に改めるもの。同項第1号全文を、特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、めくっていただきまして45ページをお願いします、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めることと改め、先ほど御説明いたしました、代替保育連携協力者との間で、第2項第2号と同様の条文を定めるもの。第4項第2号全文を、市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じても、なお、当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であることに改めるものです。

次に、第3項を第5項に改め、全国この代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものであって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを言う、に改め、同項第1号中、当該特定地域型保育事業者を特定地域型保育事業者に改め、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者（次号において小規模保育事業A型事業者等という）を、小規模保育事業A型事業者等に改めるものです。同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げるものです。

めくっていただきまして、46ページをお願いします。附則第4条中、10年を15年に改めるものです。

次に、第2条として、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、めくっていただきまして47ページをお願いします、第6条第1項第1号

中を行うを、（次項において保育内容支援という）を実施する、に改め、第1項の次に2項を加え、先ほど説明した下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第42条第2項及び第3項の保育内容支援への緩和措置、同様に特定地域型保育事業者を家庭的保育事業者等に読み替え、同条文を定めるものです。ただし、第3項の小規模保育事業A型の前に、第27条に規定するを加えております。

次に、同条第2項を第4項として改め、第2項中、全てを満たすと認めるを、いずれかを満たすに、前項第2号を第1項第2号に改め、同項第1号第2号及び第3項を第5項に改め、下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正第42条第4項及び第5項の代替保育への緩和措置、同様に、特定地域型保育事業者を家庭的保育事業者等と読み替え、同条文を定めるものです。

次にめくっていただきまして、48ページをお願いします。

第3項第1号中、当該家庭的保育事業者等を家庭的保育事業者等に、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育所を行う者（次号において小規模保育事業A型事業者等という）を、小規模保育事業A型事業者等に改めるものです。同条中第4項を第6項とし、第5項を第7項とするものです。

めくっていただきまして、49ページをお願いします。

附則第3条中10年を15年に改めるものです。

恐れ入りますが、議案件名簿の33ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第28号 下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 下田市特定教育保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業の設備運営に関する基準を改正する条例ということですが、具体的にこの施設が下田市及び賀茂郡下にあるのかと。想定されますのは、自分が記憶しているのは、メディカルの看護師さん等々の子供さんが、職場の中で預かっている保育所

が一時期運営されていたと思うんです。今もやられているかどうか定かではありませんけれども、対象となるとすればそういうものが対象になるのかなという思いでおりますけれども、そういう対象の事業所がまずあるのかということをお尋ねしたいと思います。

そしてその中で、特定地域型保育事業等をこの家庭的保育事業に読み替えていいという改正が出てこようかと思いますが、ここら辺の読み替えはどういうことを意味しているのか、解説いただけたるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） まず対象となる事業所は市内ではなくて、ちょっと把握しているのは、下田の児童が、今井浜病院のところにあります、ひまわりさんという保育所に1名通って、こちらは給付をしています。

後は、稲取、東伊豆にもたしかあったと思う、今は今井浜のみという形の中での事業所ということで、すみません、あとそれ以外に、ちょっと南西のほうは把握はしていないです。取りあえず下田に関してはなくして、下田で通っている子はその今井浜のひまわり保育所という形になります。

それで一応、内容的には、実際は小規模の事業所になりますので2歳までということで、そうするとそこで終わってしまう。その後、3歳からの受皿となる保育施設のほうに、本来はちゃんと連携をして、連携施設ということでちゃんと入れるように、要は保育がそこで終わらないように、しっかり確保しなさいという基準だったんですが、実際調査をしてみると、全国で約3割の保育所のほうがそこが確保ができないというところからの救済措置というような考え方で、まずは連携施設を確保してくださいというところの中で、5年間の延長。

ただ実際は、先ほど言いました連携のその内容支援だとか、あと代替保育、緊急時だとかなかなかそこが協定が結べないというのが実態だというところでこの緩和措置を、それぞれ小規模のほうであったり家庭的保育事業、そちらのほうに同士で、要はかなり、19人以下になりますから、小規模事業者でも同士で協力し合えば、そこはじゃあ認めましょうという緩和措置をそれぞれ位置づけましょうというところで、ただ昨今の報道では、その小規模事業者のほうも、今後は3歳から5歳も施設をやっていいというふうに何か改正されるというような報道もあるので、またそちらは今後、来年度になるかとは思うんですけども、そういう中でこの連携施設をしっかりと、何しろ2歳児で終わらないで5歳まではしっかりと保育が

継続できるという仕組みを、国としてはつくっていきたいという流れでの改正となっております。

○議長（中村 敦）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦）これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第29号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦）次は、日程により議第29号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）それでは、議第29号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の34ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙35ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。先ほど説明いたしました議第28号で、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。改正の目的となる提案理由が違うため、今回、別議案とさせていただきました。

それでは、条例の内容について、議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の50ページをお開きください。

説明資料①となります。今回の改正の背景でございますが、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士免許を取得した者でなければ受けることができませんでしたが、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設の卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験を受けることが可能となったものでございます。

したがいまして、今回の条例改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においては、家庭的保育事業所等の運営に関する要件として、栄養士による必要な配慮を求めていたため、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、

同要件を満たすことができるよう改正を行うものでございます。

次に改正の内容でございますが、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、家庭的保育事業所等以外で調理し、搬入する方法により行う場合の要件として求められている栄養士による必要な配慮を、栄養士または管理栄養士による必要な配慮に改めるものでございます。

続きまして51ページをお開きください。

説明資料②となります。今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所でございます。今回の改正は2か所となり、第16条第1項第2号中、栄養士の次に、または管理栄養士を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の35ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第29号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、ちょっと単純な質問で申し訳ないんですけども、例えば今は家庭的保育事業等の基準に伴う部分だけですけれども、これは特定教育保育施設、そういったところには、この管理栄養士というような記載はないのか、お伺いします。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 一応そちらにはないという認識の中で改正を見てもらった中で、こちら側だけの部分というふうに感じてます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第30号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第30号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（平井孝一） それでは、議第30号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の36ページをお開きください。

下田市景観まちづくり条例の一部を、次の37ページから38ページのとおり制定するもので、提案理由は下田市景観計画の改定に伴い所要の改正を行うためございます。

それでは、条例改正内容につきまして、説明資料にて申し上げます。お手数ですが、議案説明資料の52ページ、説明資料1を御覧ください。

初めに条例の制定の経緯でございます。下田市景観づくり条例（以下本条例といいます）は、平成16年の景観法施行後、平成19年に本市が景観法に基づく景観行政団体の認定を受け、平成21年の下田市景観計画（以下、景観計画といいます）とともに制定いたしました。

景観団体とは、の中段を御覧ください。景観行政団体は、法の目的とする良好な景観の形成を促進する区域に景観計画を定めることができ、区域内で行われる建物や工作物の新築や増改築、その他計画で定める行為について、設計や施工方法など景観行政団体に届ける義務が生じます。

次に、改正の目的でございます。

本条例の施行から約15年が経過し、社会情勢等、景観行政を取り巻く環境も大きく変化したことから、令和4年度より景観計画の改定作業に取り組み、今年度末完了する予定でございます。現在、景観資源である下田まち遺産の普及啓発による景観行政の周知が進んだ一方、景観地域の区域設定や定性性を採用した景観形成基準の不明瞭さから、官民事業における適切な景観形成の誘導に対し曖昧な点もあったため、より適正に景観形成を促すため、景観計画を改定するとともに本条例を改定するものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

（1）景観誘導ゾーンの廃止について。景観計画の区域（以下、景観計画区域といいます）は、これまでと同様に市内全域を対象といたしますが、市内各地域の景観特性を考慮して、区域設定を再検討した結果、景観誘導ゾーンを廃止し、景観重点地区については現在指定はありませんが、改定予定の景観計画にも記載した各地域のガイドラインを作成する際、住民

参加のワークショップ等にて合意形成が得られた場合に、景観重点地区の指定ができるよう規定を残すこととしております。

なお、区域設定につきましては、53ページを御覧ください。

町村合併前の旧町村単位を基本とし、都市計画マスタープランの区域分けと合わせ、再制定する方針を改定する景観計画に示すこととしております。

(2) 届出の代表する行為の統一について。景観誘導ゾーンの廃止に伴う区域の再設定及び各地域のガイドラインの作成を今後進めていく中で、本条例第17条に規定する届出の対象とする行為を、景観計画区域全域で統一いたします。なお、今後予定している各地域のガイドライン作成において、届出の対象とする行為が別に規定された場合には、それに従う必要がある旨を示し、本条例を適宜改正していくこととしております。

(3) 事前相談の義務化について。これまで本条例20条に規定する法第16条第1項または第2項に規定する行為をする者は、下田らしい景観まちづくりに関する事項について、あらかじめ市長に相談することができるとしていました。条例の運用を通して、事前に相談が寄せられる案件もあれば、そうでない案件もありました。事前相談なしに届け出された事業に対し、よりよい景観形成や助言や指導を行う事例も何件かございましたが、計画を進める中、日程や経費等の事情から反映に至らなかった事案もございました。

よって、事前相談の義務化は、届出者と協議する時間をより多くし、届出者にとっては景観により配慮した事業計画に対して助言を受け、計画変更する検討時間を確保できるほか、市内で計画される各事業がより景観に配慮され、市内全体の良好な景観形成に寄与するためのものでございます。

(4) 景観配慮する事項の提出の廃止について。本条例第21条では、良好な景観形成を目指し、届出対象行為以外の行為で、延べ床面積が10平方メートル超の建築物を新築する際、景観に配慮する事項を書面に記載（以下、配慮事項取組書といいます）し、あらかじめ提出することとしておりました。しかし、先ほども申しましたが、景観形成基準の曖昧さなどから適切な景観形成につながらず、制度を有効に活用できない点について景観まちづくり審議会から指摘を受けておりました。

今後は、地域別ガイドラインの作成において、景観形成基準や届出の対象とする行為の検討を行い、各地区における目指すべき景観形成の方針が定まるため、本改正においての配慮事項取組書の提出条項を廃止し、今後の地域別ガイドライン作成に併せ、良好な景観形成の普及、促進に取り組むこととしております。

(5) 審議会等の組織の集約化について。本条例第11条に規定する景観まちづくり市民会議及び本条例第22条に規定する景観まちづくり審議会は、ともに景観行政への意見を述べられる機関として定めておりましたが、景観まちづくり市民会議の委員の高齢化や担い手不足、また役割の明確化などに配慮し、景観まちづくり市民会議を廃止し、景観まちづくり審議会に機能を集約化いたします。

54ページを御覧ください。新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、下線箇所は今回改正箇所で、目次中第22条を第21条に、第5章景観重要建造物等、第23条を第22条にし、第6章下田市景観まちづくり審議会第23条を加え、第6章を第7章に改めるのは、目次及び字句の整理によるもの。

第1条中、及びの次に景観資源であるを加え、第2条第4号を削り、同条第5項中、景観誘導ゾーンの中で特にを削り、同号を同条第4号とし、同条中、第6号を第5号、第7号を第6号とし、同条第8号中、宅地造成等規制法を宅地造成及び特定盛土等規制法に改め、55ページを御覧ください、同号を同条第7号とし、同条第9号を第8号とし、第4条第2項第2号中、意識し景観の次にまちづくりを加えるのは、景観誘導ゾーンの廃止に伴うもの及び字句整理によるもの。

第7条第1項中、同条第2項中及び第8条第2項中、景観まちづくり市民会議を下田市景観まちづくり審議会に改め、第7条第1項中、市民等の参加の下で、を削り、第11条市民会議を削除し、56ページを御覧ください、第13条第2項中、市民会議を下田市景観まちづくり審議会に改めるのは、審議会等組織の集約に伴うもの。第14条第2項中、まちづくり審議会を下田市景観まちづくり審議会に改めるのは、字句整理によるもの。

57ページを御覧ください。第15条第3項中及び同条第4項中、景観誘導ゾーン及びを削るのは、景観誘導ゾーン廃止に伴うもの。第16条中、景観まちづくり審議会を下田市景観まちづくり審議会に改めるのは字句整理。57ページから58ページの第17条の改正は、届出の対象とする行為の統一によるもの。

58ページの第2条第1項中、することができるをしなければならないに改めるのは、事前相談の義務化に伴うもの。同条第4項中景観まちづくり審議会を下田市景観まちづくり審議会に改めるのは字句整理によるもの。第21条を削除するのは、景観に配慮する事項の提出の廃止に伴うもの。58ページから59ページの第22条及び第23条の改正は、審議会等の組織の集約に伴い、市民会議が所管する事項を下田市景観まちづくり審議会に一本化したことのため、各条文を整理し、59ページから60ページの第6章として、景観まちづくり審議会の所管する

事項について改めて定め、これに伴い第6章雑則を第7章とし、60ページから64ページの別表について、本条例改正に伴い改正をしております。

お手数ですが議案件名簿の38ページにお戻りください。

最後に附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第30号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 説明資料の52ページの、現在ちょうど中頃ですが、景観資源である下田まち遺産の普及啓発による景観行政の周知が進んだ一方、景観地域の区域設定や定性制を採用した景観形成基準の不明瞭さだと、官民における適切な、曖昧な点もあったという、こういう評価をしているわけですけれども、景観形成の基準の不明瞭さとは何を意味しているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして私はこの建てつけとして、一つのゾーンがあって、ある程度の広さのゾーンがあつて、その中に重点地区があると。こういう建てつけのほうが、下田市の実態に合っているのではないかと。それをゾーンを取っぱらって重点地区だけにしてしまうというのは、どういう理由なのかと。具体的にゾーンと重点地区がこの条例によって定められている地域というのは、現在ありますか。僕の理解だとなじやないかと。

ペリーロード等をこの地区に想定しようかということで取り組んだことはあろうかと思うんですけども、具体的にこの下田市におきます重点地区というのは、実際にあるのかと。そしてさらに、ゾーンというのもあるのかと。条例ができているわけですから、それをお尋ねをしたいと思うわけです。

事前のこの審査といいますか協議について、それをきっちり協議していただくんですよというのは結構かと思いますけれども、この建てつけとして、市民の意見が直接反映、行政だけではなくて、そこに暮らしている人たちや建物を持っている人たちの意見が反映されるようにということで、市民会議等々のものがあるんだろうと思うんです。

それを一緒にして、審議会、行政の立場からのみ、この結論を出すような形態に変えようという、こういう理解をするわけですけれども、そういう事情にしなければならない理由と

いうのはどこにどのようにあるのかということを、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） ゾーン設定の一つとして、海岸線ゾーンというのがございます。こちらは、例えば白浜の海水浴場や吉佐美の海水浴場、または普通の漁港、普通の一般の海岸線、様々ございます。そういったところを一律に海岸ゾーンとしまして、基準を設けているわけなんですが、それぞれ海岸によっては特色があり、それに応じた景観をつくるのが正しいのではないかという審議会の専門的な知識の皆様の意見であります。

そういうことから、今後は各地域に合った地域の人の意見を聞き、地区別に分けて、景観のガイドラインについてつくっていこうということです。ゾーンを、区域を今まで海岸ゾーンとかというように設定をしたのを、旧合併する前の、稻生沢、稻梓、朝日、柿崎、旧下田、そういったゾーンに分けて、それぞれの地域に合った景観をつくっていこう、形成していくこう、そのために今後、ガイドブックで定めていこうというものでございます。

加えまして重点地区については、御指摘のとおりありません。ペリーロードは候補地として、すみません、今回の改訂中の景観計画にも候補地としては載っているんですけども、それについて重点区域にするか否かも、地元の方と意見交換をした際、そういうものにしていくのであれば定めることができるというもので、要らないというような条例になっておりません。

そして重点区域を定めた場合には、またそれに伴う、必要に応じてどのような形成基準をつくっていくかというものを定めていく趣旨でございます。簡単に申し上げますと、それぞれの地域に合った基準を定め、そのそれぞれ地域ごとの景観形成ができるよう指標をつくっていこうというものでございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） やはり説明いただければいただくほど、この条例の改正は不十分かなというような印象を受けざるを得ないわけです。

海岸ゾーンも、例えば外浦の海岸や白浜の、大浜の海岸とは違いますよというのはそのとおりかと思いますけども、海岸ゾーンといえば全て同じにしなければならないというようなことではなくて、ゾーン分けしてもそれは地域ごとの特色を出せばいいことであって、どういうわけでこのゾーンを廃止してしまうのかということがよく理解ができませんし、さらにこの重点地区だけにしてしまうという形の改正で、重点地区はどこにもないと。

こういう形の中で、それらを前へ進めるのは審議会しかないと。こういう建てつけになっ

ているのではないかと思うわけです。ですからこの提案は、私の理解では、いかがなものかという具合に思うんですけれども、そこの理論づけといいますか、理由づけというのはどうしたことなのか、改めてお尋ねをしたいと。

ゾーン分けをすると、各地区の特徴が出せないという、そういう理由というのはどこにあるのかということを改めて聞きたいと思いますし、やはり一定のこの重点地区といいますと、規制が強くかかるというようなことで、なかなか住民の方から受け入れられないという、こういう事情にあろうかと思うんですが、重点地区についてどのように考えて設定をしていくのか。条例に重点地区とかがうたわれているわけですから、どういう手順で設定していくのかということが問われてくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） すみません、先ほど答弁し忘れましてすみません。市民会議を廃止するのは、冒頭の説明でもいたしましたが、高齢化によりちょっともうその市民会議が、ちょっと御遠慮願いたいという申出があった中、都市計画審議会は当然市民の方もいますし、加えて今回ガイドライン等々を作成していく中では、市民の声を聞いてつくっていくというのが基本路線になっていますので、各市民の方の意見を聞かずにつくっていくものではございません。

それで重点地区につきましては、なかなか、議員のおっしゃるとおりだと思います、規制がかかって今後、何らかの事情によって取り壊したくても取り壊せないという一方で、これは例えばの話なんですが、ここの景観計画を大本でつくったときには、高度成長期時代にいろんな建物が、歴史的建造物が取り壊されて寂しくなったというような思いが、一つ例を挙げれば、下田小学校の木造体育館、もしこういった法があればそこの地区を重点区域として残していくという取組ができたのかとは思います。

今後そういった、下田市にとってこの地域はこのものを残していくんだと、例えば京都のお寺だとか分からないですけれども、そういったものであって、市民が一緒になって残していくこう、所有者も含めてですが、そういった地区ができたのであれば、この重点区域にして市民とともに行政も守っていこうという役割だと思いますので、議員のおっしゃるとおり、簡単に指定はできるものと思いますが、指定できる可能性をちゃんと残した条例となっておりますのを御理解ください。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そういう意味で、下田生まれですので、下田の寺町通りといいますか、

お寺さんが大変連担をしているという、こういう町中で、お寺さんのそれぞれの建物等を残していくということは必要かと思うわけです。

一部のところでは、鉄筋コンクリートの建物に変わっているお寺さんもございますけれども、それらを含めまして、どう残して景観を整備していくのかというのは大切な事業かと思いますので、ぜひとも、人がいなくなった、あるいは年を取つとってきたからということだけでは、ちょっといかがなものかと思います。

それはやはり新しい若い人たちを委員として迎え入れるという姿勢のほうが、妥当ではないのかという具合に思うわけですね。だから組織を一緒にしまえという形のものは、私はやはりいかがなものかというふうな疑問を拭いざるを得ませんので、一応意見として申し述べさせていただいて、終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第31号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第31号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、議第31号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の39ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市下水道条例の一部を改正する条例を、次ページ40ページのとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、下水道法施行令の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

これにつきましては、令和6年1月4日に同施行令が改正され、令和7年4月1日より排水基準に係る環境基準項目のうち、大腸菌群数が大腸菌数に改正されるものでございます。大腸菌数の検出が簡易に行うことが可能になったためでございます。

では、改正の内容につきまして、議案説明資料で御説明いたします。議案説明資料の65ページをお開きください。

左の表が改正前、右の表が改正後でございます。改正部分はアンダーラインとなります。下田市下水道条例第8条第8号中、大腸菌群数を大腸菌数と改正するものでございます。

お手数ですが議案件名簿にお戻りいただき、40ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第31号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第31号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第32号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第32号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） それでは、議第32号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の41ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次ページの42ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案の理由でございますが、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条文の整理をするものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の66ページ、67ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。下田市消防団員等公務災害補償条例補償基礎額の第5条第2項第2号中9,100円を9,700円に、ただし書中1万4,200円を1万4,500円にそ

れぞれ改め、同条3項中、または第3号から第6号までのいづれかを削り、217円を100円に、333円を383円に、第3号から第6号までのいづれかに該当する扶養親族については、1人につき217円にそれぞれ改め、67ページをお願いいたします、同条第4項中、以下この項において特定期間というを削り、特定期間を当該期間に改め、下段の別表左側の補償基礎額表のそれぞれの金額を、右側の補償基礎額表に改めるものでございます。

お手数ですが議案件名簿の42ページに戻っていただきまして、附則となります。第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項ですが、改正後の本条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた本条例第5条第1項に規定する損害補償（以下、損害補償という）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に関わる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金、及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下、傷病補償年金等という）について適用し、同日までに支給すべき事由の生じた損害補償（障害補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日までの期間に関わる傷病補償年金等については、従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第32号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） ここで会議時間を延長いたします。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第33号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議題33号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） それでは、議題33号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の43ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。下田市非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、次ページの44ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案の理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の68ページをお開き願います。

改正内容につきましては、退職報償金支給額表で、左側が改正前、右側が改正後になっております。改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上区分を追加する改正の政令が施行されたものでございます。また、改正は別表全て改正するものとなっておりますが、追加部分以外の区分については、金額等に変更はございません。

お手数ですが、議案件名簿の44ページに戻っていただき、附則となります。第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項でございますが、改正後の本条例別表の規定は、令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議題33号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議題33号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参考のほどよろしくお願い申し上げ

ます。

お疲れさまでした。

午後 4 時01分散会